

報告書案に寄せられた各御意見（18 件）

意見 1	1
意見 2	2
意見 3	4
意見 4	6
意見 5	12
意見 6	15
意見 7	22
意見 8	26
意見 9	30
意見 10	36
意見 11	37
意見 12	39
意見 13	40
意見 14	47
意見 15	53
意見 16	60
意見 17	65
意見 18	67

(到着順)

内訳：団体 11 件  
企業 3 件  
個人 4 件

## 意見 1

1. 本件報告書案 I. 2. (1) は、国際出願について複数意匠一括出願を受け入れるとしていますが、国内の出願については、どうなるのでしょうか？

私の意見では、同 (1 1) が自己指定を認めるとしていることから、国際出願について複数意匠一括出願を認めるのにもかかわらず、国内の出願について認めないとするのは、不均衡だと思います。

したがって、国際出願についてのみならず、国内の出願についても複数意匠一括出願を認めるべきだと思います。

2. 同案 II. についてですが、画像デザインの保護を拡充する代わりに、その保護期間を通常の意匠に比べて短期間とするべきだと思います。その理由は、次のとおりです。

まず、同案でも述べられているとおり、画像デザインは、デザインのトレンドに左右されやすく、製品寿命が短いものが多いといえます。このため、これについての保護期間は、通常の意匠に比べて短くても十分であると思います。

また、同案でも述べられているとおり、画像デザインの保護については、クリアランス負担の軽減が重要であるところ、保護期間を短くすれば、その分調査しなければならない意匠が減少し、クリアランス負担の軽減に資すると思います。

よって、前記のとおり、画像デザインの保護を拡充する代わりに、その保護期間を通常の意匠に比べて短期間とするべきだと思います。

## 意見 2

### 1. 要望事項

(1) ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加盟に関しましては、日本の意匠法との整合性がとれない状態では加盟しないように要望致します。

(2) ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加盟に関しましては、自己指定の留保宣言（14 条（3））を行うことなく加盟しないように要望致します。

### 2. 理由

(1) 「ハーグ協定ジュネーブ改正協定と日本の意匠法の整合性」について

イ) 物品名を記載しない場合の出願日の認定（報告書案に記載なし）

ハーグ協定ジュネーブ改正協定によりますと、物品名を記載しなくともその後の補正により出願日が遡及的に認定されますが、日本の意匠法では、遡及的に認定されません。

物品性は、意匠の成立要件であり、日本の意匠法の基本中の基本ですので、日本の意匠法と整合性がとれるようにハーグ協定ジュネーブ改正協定を改正した後に加盟する必要があると考えます。

報告書（案）には、物品名を記載しない場合の出願日の認定についての記載がございません。

(2) 「自己指定の留保」について（報告書案 13 頁、14 頁）

イ) 審査遅延を回避するため

ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加盟した場合、拒絶理由は英語で記載する必要がありますが、例えば、物品性を要件とせず、図面要件が緩やかな欧州からの出願に対して、物品性を要求し、厳格な図面要件をとる日本からの拒絶理由を分かりやすく英語で説明するには大変な労力がいり、審査遅延が懸念されます。

自己指定を認めた場合には、日本からの出願も英語で拒絶理由を記載する必要があります、より一層の審査遅延を招く恐れがあります。

自己指定留保の規定は、ハ) で述べますように、外交会議において日本の提案により設けられた規定であり、その大きな理由は、審査遅延の回避にあります。

ロ) ハーグ協定改正協定加盟時の混乱を回避するため

自己指定を認めた場合に、①日本特許庁への直接出願のルートと②WIPOルートの2つができ、同じ取り扱いであると考えて、WIPOルートで自己指定した場合に、i) 国際登録原簿における拒絶理由の開示、ii) 早期公開などの日本のルートにはない不利益に直面することになり、混乱を招くことになります。

このような混乱を避けるために、自己指定を留保することが望ましいと考えます。

ハ) 外交会議での発言の経緯

自己指定留保の規定（ハーグ協定14条（3））は、英語を母国語としない国の審査が遅延しないように、外交会議で日本が提案し、韓国、ドイツ、ロシア、米国、ポルトガルのセコンド（second）を得て設けられた規定です。

よって、外交会議での発言を変更する場合には、慎重を要すると考えます。

また、日本が自己指定を留保すれば、他の英語を母国語としないアジア諸国も加盟がしやすくなると思います。

二) 自己指定のニーズは低い

知的財産研究所のアンケート調査（知的財産研究所「特許庁平成23年度産業財産権制度問題調査研究報告書 国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究～ハーグ協定加盟に向けた意匠制度の在り方～」）によりますと、アンケート送付先に対する、自己指定希望の比率は30%以下であり、自己指定のニーズは低いと考えます。

以下の平成23年12月20日の産業構造審議会知的財産政策部会第14回意匠制度小委員会での説明は、「自己指定の留保」、「自己指定のニーズ」についての理解が正確でないと考えます。

「それから自己指定の容認ですが、これはジュネーブ条約制定の議論の際に、我が国が提案した宣言事項ですが、出願ルートとしては、例えば日本ですと日本に出願してからでないと各国の指定ができないですとか、国際出願をした場合に日本を指定できないという制度になります。こちらについては、今や英語が主流になっておりますので、100%皆様方から、これは禁止の宣言をしない方がいいという御意見を頂いておりますが、改めて整理させていただこうと思っております。」（平成23年12月20日の産業構造審議会知的財産政策部会第14回意匠制度小委員会）

以上

意見3

ハーグ協定ジュネーブアクト、ロカルノ加入の是非			
案P	項目	報告書案-対応の方向性	意見
3	ハーグ協定	ユーザーからハーグ協定ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への早期加入を要望する声がある点、国際的な意匠の手続調和に資する点、我が国企業の国際展開支援に資する点等に鑑み、両協定への加入に向けて対応を進めることが適当	賛成
4	ロカルノ	同上	賛成
ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点とその対応			
案P	項目	報告書案-対応の方向性	意見
5	複数意匠一括出願制度	必要以上に出願人の手続負担や料金負担が増えることがなく、早期に権利化できるよう、一律に国際登録の効果を拒絶することせず複数意匠一括出願を受け入れ、そのメリットを享受できるようにすることが適当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数意匠一括出願された国際出願が我が国に移行してきた際の、我が国における関連意匠制度との関係性がどのようになるのか検討が必要と思われる。例えば、複数意匠の中から本意匠や関連意匠を選択することができるのか等、検討が必要と思われる。</li> <li>・日本を指定する国際出願の複数意匠一括出願を認めた場合、無審査登録を認めない限り、出願後の審査の過程で、出願人側及び日本国特許庁でも各々管理や手間が発生すると考えられる。出願人側の費用負担もある程度は致し方ないとする。</li> </ul>
5	公表の延期：容認と期間	ハーグ協定ジュネーブ改正協定で認められる最長期間である30月を容認することが適当	出願意匠の秘密が保たれる点において、公表延期により一定期間は秘密意匠に近い効果が得られる。秘密意匠の秘密期間が最長3年であることに鑑みると、ハーグ協定における最長期間の公表延期を担保することが出願人の利益に資すると考える。また、わが国の宣言した延期期間により、他の指定国における延期期間を従って短縮することがないよう、ハーグ協定上認められる最長期間としておくのが、ユーザーフレンドリーの観点から望ましいと考える。
5	公表の延期：公表による損失填補	実施をした者に対する金銭的な請求権を認めることが適当である。その際、金銭的な請求権については、我が国における設定の登録があった後でなければ行使できないこととすることが適当	意匠は特許等と比較して模倣が容易という側面を持つため、早期に国際公表されてしまうのであれば、金銭的請求権の導入についても検討するのが望ましいと考える。
6	新規性喪失例外の適用	問題の所在：我が国では、意匠法第4条等に規定するように、出願時に新規性の喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の書面を提出するとともに、出願から30日以内に証明書を提出する必要がある。しかし、現在のハーグ協定ジュネーブ改正協定及びその下位規則を前提とすると、これらの書面を国際出願に添付することができない。…新規性の喪失の例外適用を認めることとし、国際公表から一定期間内に、特許庁に対して関係手続を行うことを可能とすることが適当	<p>新規性喪失の例外適用の制度を有しない国や、例外適用のために明示的な意思表示や証明書の提出を必要としない国も多く、国際ハーモナイゼーションの観点から、新規性喪失例外が認められる条件を緩やかにすることが外国ユーザーの負担軽減、及び内外国ユーザーの衡平の観点から望ましいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性喪失例外適用期間を欧米同様1年とすることが望ましい。</li> <li>・新規性喪失例外適用の対象として、他国又は自国出願の公報も含めることが望ましい。</li> <li>・新規性喪失例外適用の手続きとして必要な書面の提出は、出願時だけでなく、拒絶理由の通知時にも事後的に申請等を行えるような制度とする、または、少なくとも特許法184条の14と同様、出願人にとって無理のない期間を設定する必要があると考える。</li> </ul>
7	関連意匠：実施細則407が本意匠特定を容認	関連意匠制度は、あくまでも意匠法第9条(先願)の例外であり、新規性の喪失までも救済する制度ではないことから、我が国を指定締約国とする国際出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願は、少なくとも国際公表によって本意匠の新規性が失われる前までにすることが求められる。	現在の日本の関連意匠の時期的要件は、マイナーチェンジ等の商品開発サイクルに合致したものとはいえ、自社の先願で拒絶される、狭い権利が不具合が生じているため、ハーグ加盟を契機に、通常の出願が不利にならないよう時期的要件の緩和を検討するのが望ましいと考える。
9	図面の提出要件緩和	国際調和を念頭に置きつつ、ユーザーにとって負担が少なく、かつ権利内容が明確となるよう、意匠の認定基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討することが適当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図面の提出要件緩和と併せて、出願時図面に不足・不整合があった場合の補正についても、より弾力的に認める方向性で検討することが望ましいと考える。</li> <li>・同時に、現在の図面作成ツール(3D等)も念頭においた、出願人側の負担が少ない図面表現を認め、具体的にガイドライン等で示すことも希望する。</li> <li>・一方、図面要件の過度な緩和により、権利化後に、第三者によって、権利内容の理解が困難にならないように注意が必要であると考える。</li> </ul>

10	秘密意匠	我が国を指定締約国とする国際出願については、既に国際公表がされており、その内容を秘密にする必要があるとは考えにくく、秘密意匠の適用を認めないことが適当	国際公表の延滞期間を認めるのであれば不要と考える。
13	国際出願の手数料 納付形式：個別指定 手数料（各指定 締約国における出 願料及び登録料に 相当）	マドリッド協定議定書における個別手数料を参考にしつつ、適切な額を設定すべき	庁費用については、庁側(国)の負担が大きくなりすぎないように検討することが必要と思われる。その際、権利化後に権利の有効性を訴訟で争うこととなる無審査国とは異なり、審査国ではより確かな権利を得ることができ、中でも日本での登録は多少手間や費用がかかっても、他国でも信用を得られるというような立場が得られるよう、運用、PRをして欲しい。
13	国際出願における 自己指定の容認	問題の所在：我が国が自己指定を認めるかどうかを検討する必要がある。自己指定を認めた場合、我が国出願人が、一の国際出願手続によって日本とその他の締約国において権利を取得可能となる。また、権利化後の移転等も、国際事務局に対する一の手続により、各指定締約国について手続を行った場合と同様の効果を得られるため、ユーザーの負担が軽減される。このため、ユーザーからは、自己指定を認めるニーズが大きい。他方、国際出願と国内出願とは、法制面、手続面で相当程度違いがある。そのため、自己指定を認めることによって制度に不慣れな出願人が不測の事態に直面することを懸念する声や、我が国を指定締約国とする国際出願が増大し、英語で審査をすることによる審査遅延を懸念する指摘がある	強制公開や、拒絶された経過の公開等、通常の国内出願とは異なる不利益があるため、自己指定を容認するのであれば、導入前に、十分な期間を設けて、出願人に対する周知、啓蒙を行うべきである。
15	国際意匠分類と日本意匠分類	日本意匠分類は厳密な分類定義が整備され、かつ効率的に細分化されていることから検索ツールとして高い評価を得ている。特許庁の意匠審査においても最大限活用され、審査の迅速化に貢献していることを踏まえ、当面は国際意匠分類と日本意匠分類を併用していくとともに、引き続き日本意匠分類の整備及び充実にも努めることが適当	国際意匠分類ではサーチを的確に行うことができないため、日本意匠分類は残してほしい。

画像デザインの保護拡充について

案P	項目	報告書案-対応の方向性	意見
31	今後の検討の在り方	意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、	パソコンや携帯端末だけではなく、あらゆる機器において後から操作や機能を追加することが一般的となっており、「物品にあらかじめ記録された画像」のみを保護対象とするは現状にそぐわなくなっている。
31	今後の検討の在り方	②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、 <u>画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行う</u>	・画像デザインは重要な知的財産と考えられるところ、現在では十分な法的保護を得ることが困難であることから、意匠権にてこれを保護できるように、登録要件の緩和を行うのが適当であると考え。 ・一方で、登録要件を緩和した場合、ユーザーによるサーチ負担が過度にならないよう、データベースの整備が必須であると考え。
31	今後の検討の在り方	検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、	現行審査運用上、物品の部分の用途機能も考慮されており、同運用は、画像デザインの類否判断においても、適用されている。これは、他国と比較してわが国の意匠制度の特徴とも考えられる。これは今後も継続されるものと考えるが、特に画像デザインの部分意匠の場合、その対象である画像は多用途に使用でき、現行審査運用上、そのさまざまな機能を全て保護するには、同じ物品においても、各機能をそれぞれ登録しておかなければいけないことになる。しかし、この際、どの程度の範囲であれば、意匠が類似であると判断される範囲の機能であるのかの基準が不明なため、出願人は非常に迷う。これは、クリアランスの際にも問題となると考えられる。画像デザインの部分意匠におけるその部分の用途機能に関する類否判断の基準をガイドラインに具体的に示す必要があると考える。 またこれを外国のユーザーが理解することはなかなか難しいと思われる。国際調和という面では厳しい面があるのではないかと考える。

## 意見 4

### はじめに

この報告書のタイトルは「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」とあるから、筆者は、わが国の企業（個人ではなく）が創造性豊かな ID を創作し、これを海外に向けて発進するために必要なわが国政府としての支援を与えるための意匠制度等の改正問題を審議した内容を報告しているのかと思いきや、さにあらず、デザインの国際登録に関するハーグ協定（Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs, Geneva Act 1999）に、わが国が加入することへの方向性を、審議会の名を借りてわが国特許庁がようやく示した報告書（案）であったのである。（なぜ「案」としているのかわからないが、第一次報告書であればわかる。）

とすると、この方向性を示したことは、EU を始め西欧諸国が加入し 2003 年に発効して施行され、すでに 10 年以上経過している同協定の施行国の拡大を期待している西欧諸国の企業にとっては大いに利益となっても、わが国企業にとっては利益となるのか否かは未知数である。

ところで、わが国政府がハーグ協定に加入する姿勢をようやく示した背景には、米国や韓国の最近の動きがあることから、わが国もそれに倣いたいと思っているのが本音であろう。

1999 年 6 月にジュネーブで開催された外交会議には、米国や韓国からも政府代表は出席していたが、わが国からは審査第一部長や意匠課長が出席していた。それまでは、毎年のように開かれていた専門家委員会には、わが国からは特許庁審査第一部長や意匠課審査官らも出席し、●●●●や●●●●からもオブザーバーが出席していたから、関心はそれぞれ持っていた。しかし、当時はそれで終わりであった。

### 1 ハーグ協定 1999 年ジュネーブアクト・ロカルノ協定加盟への対応について 1 両協定への加入の是非

意匠（以下、ID という。）の創作による新 ID 製品の円滑な国際的流通性の点

と現在 52 か国が同協定に加盟している事実を考慮すれば、日本国内だけでの ID の保護では時代遅れというべきであるから、早急に加入すべきである。しかも、加入の条件として、ID の保護対象等についても、わが国意匠制度の現状に合わせるのではなく、逆にハーグ協定が保護対象とする物品等に及んでわが国意匠制度を改正すべきである。

すると、例えば、Typeface or Typefont についてのデザインの創作も保護対象とすることになり、これは世界からのみならず、わが国のタイポグラフィ業界の要望にも適うことになる。

## 2 ハーグ協定加入の主論点

### (1) 複数意匠一括出願制度について

この制度は、わが国の現行意匠法とは齟齬するけれども、わが国産業界の要望が強いのであれば、わが国意匠法もハーグ協定に整合すべきである。

国際出願後において、指定国のわが国特許庁が出願人に対して分割出願等の手続を強要することは非国際的であるから、わが国意匠法を改正すべきである。

この制度の導入は、登録出願人が負担すべき諸費用の節減にもなる。

### (2) 公表の延期について

これについても、わが国としては登録後の公表延期について、秘密意匠制度（意 14 条 1 項）との関係を考慮して導入すべきである。

但し、第三者による無断実施（侵害）を予防するためには、意匠権の効力の発生は、設定登録を停止条件とする出願日への遡及効を認めるようにすべきである。そうすれば、出願中の侵害行為に対する補償金請求権を行使することができることになる。（意 20 条 1 項。意匠権の存続期間は出願日から 25 年とすべきである。ベルヌ条約第 7 条 4 項参照）ハーグ協定加盟国の意匠法は、出願日（＝登録日）から存続期間を起算している。

### (3) 新規性喪失の例外の適用について

この件については、わが国意匠法第 4 条の規定をハーグ協定の規定に整合すべきである。

## (4) 関連意匠について

わが国意匠法特有のこの制度については、そのまま改正することなく維持することができるから、問題はない。但し、関連意匠制度のあり方とその存在意義については、再考すべき問題がある。

## (5) 部分意匠について

ハーグ協定にはない制度をわが国意匠法は導入しているのだから、両者間に齟齬のないように運用すべきである。したがって、この問題は逆にハーグ協定の改正問題として提案すべきであろう。

## (6) 図面の提出要件緩和について

わが国意匠法は、出願意匠の表現手段としては図面を主眼としているところ、図面の表示や表現の誤りに対応する審査をしていないのが現状であるから、権利行使のことを考慮すれば、意匠法においても訂正審判制度を導入すべきである。

## (7) 組物の意匠について

この件については、国際的強調精神から、ロカルノ協定に加入して整合すべきである。

## (8) 秘密意匠について

現行法第 14 条を廃止し、ハーグ協定における公表延期制度を導入すべきである。

## (9) 公報の発行・原簿の管理について

対応の方向性でよいだろう。

## (10) 国際出願の手数料納付形式について

特許庁内部で議論して決定すべき問題である。

## (11) 国際出願における自己指定の容認について

出願人としては、他国を指定するより先に自国に出願することを考えるのが普通であってみれば、手続の手数料やコストを出来るだけ省くためには、自国指定の方法を可とすべきである。したがって、これを否定する考え方は採用すべきではない。

## (12) 特許庁を通じた国際出願の受付について

わが国民がハーグ協定による国際出願をするためには、わが国特許庁を受付窓口として行うことが妥当であり、そのための出願代理は弁理士の専権業務とすること

には賛成である。

(13) 国際意匠分類と日本意匠分類について

わが国特許庁の審査方法とも関係するだろうから、特許庁側において議論して結論を出すべきである。しかし、ロカルノ協定に加入するのであれば、その結論は見えている。

(14) 小括

運用等の詳細については意匠審査基準WGで検討するとか、実務者WGに積極的に参加してもらおうというが、わが国特許庁側にそのようなWGが存在しているのであれば、今回PCを提出した弁理士等の実務者をWGに呼んで議論すべきであり、いやしくも特許庁側でまとめた考え方(案)を事後承認させるような方向性をとるべきではない。

## II 画像デザインの保護拡充について

### 1 現行制度の問題所在に対して

報告書によれば、わが国は世界最高の「知的財産立国」を目指すこととされているが、そのための現状では、画像デザインの保護については、全く低い段階にあると記述している。

とすれば、まず現状を早く抜け出し、前記目標に到達するための立法措置を、せめて先進諸国におけるレベルにまで上げることである。

(1) 「画像デザイン」とは何かについて、その存在意義を考えると、画像という目的のために、人々が創作するデザインという作品であることをまず理解することである。

すると、願書において、「意匠に係る物品」の項に記載すべき名称のことは後で考えるとし、その画像デザイン(アイコン)は何かをまず考えるべきであるから、特定の画像のどこに配置するのかを問うのではなく、作品としてのデザインそれ自体は何かを問うべきであり、それを保護すべきである。

この考え方と共通するのが、商標登録出願の「願書」において、同一標章(文字、

図形・・・) を多区分について指定する場合である。

すると、前記「意匠に係る物品」の項には、例えば「画像」という抽象的概念を表示することになり、これについては意匠法は一種の例外的取扱いをする。

(2) わが国産業界からは、画像デザインの保護拡充への期待と権利行使を受ける範囲の拡大が懸念されている。留意すべきことは、相矛盾するこのような問題に対しては、原則をまず明確に確立した上で、必要な場合には例外を規定するという対処をすればよい。したがって、問題の解決のためには、後ろ向きではなく、前向きであるべきである。

(3) 本論点は、意匠制度の国際的調和に通ずる視点から検討すべきであることを強調するのであれば、デザイン（意匠）の法的保護は基本的にはコピーライト・アプローチにあると考え、その画像デザイン（アイコン）は著作物であるから、それを表示する物体は何であろうと無関係であり、保護する対象はその作品自体であると理解すべきである。（ハーグ協定 1925 年は、発足して 1999 年ジュネーブアクトが成立するまでは、無審査登録主義国が加盟していた WIPO (BIRPI) への国際寄託制度であったことを想起せよ。）

ところで、「応用美術」について、報告書は、文部省昭和 41 年 7 月発行の「著作権制度審議会答申説明書」8 頁を引用しているが、これはベルヌ条約ブラセルアクト 1948 年第 2 条 5 項及び第 7 条 3 項における応用美術の著作物に関する規定である。

しかし、わが国は、「応用美術」の定義については必ずしも明らかではないし、画像デザインが応用美術の著作物といえるものなのかどうかも定かではない。ただ「応用美術作品」を英訳すれば“an artistic work applied to articles”となるから、意匠法の保護対象となる前の「美術作品」は著作権法で保護できるものと解し、物品への転用（利用）は「複製」と解すれば、著作権法第 2 条 1 項 1 号、15 号により、美術の著作物として保護対象となり得ると解することはできるのである。

そこで、報告書は「物品を離れた画像デザインそのものを意匠法で保護することが適当でないのであれば、意匠法以外の法律（注・特別法も視野に入れて）による

保護も検討すべきである」と示唆していることには賛成である。

## 2. 対応の方向性について

(1) 私は「A案」に賛成する。

(2) 今後は、画像デザインの登録要件について、審査基準ワーキンググループで具体的検討を行うといわれるが、その構成員としては、今回のP Cの応募者の中から選任することも考慮すべきであろう。ユーザーである企業からの応募もあろう。

(3) 付言すれば、画像デザインについての保護は、米国法の考え方がわが国における意匠保護制度の方向性を示しており、仮に物品は抽象的概念としては存在しても、具体的かつ固定的な存在ではないことを、わが国の立法関係者は認識すべきである。

以上

## 意見 5

### 「I. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応」

ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入することにより、複数国での意匠権の簡便かつ迅速な取得と権利の安定化に資することが期待されることから、当該改正協定に加入するための個別の論点とその対応の方向性について賛同するものである。

また、ロカルノ協定加入についても、日本意匠分類の経験を生かして国際的議論に参加することに大いに意義があると考えられることから、全体の趣旨や論点整理について特に異論はない。今後、部分意匠に係る認定基準等の見直し、図面の提出要件等、制度の利用者に周知すべき事項が多々あると考えられるため、説明機会の充実を求めたい。加えて、料金や手続の側面で、意匠制度の利用者に大きな負担とならないよう配慮しつつ対応を進めていただきたい。

### 「II. 画像デザインの保護拡充について」

#### ○II. 2. (1) 「画像デザインを巡る状況」について

近年、訴求性の高い画像デザインが商品の購入意欲を左右するなど、一定の場面で画像デザインの知的財産権による保護を求める声があるものの、どのような画像デザインが意匠法の保護に値するか、また、保護の拡充が「我が国企業の産業競争力強化」にどのように資することになるのか、意匠制度の利用者に限らず、産業界全体でビジョンの共有ができるよう考察を深めることが重要と考える。

については、今後開催予定の審査基準ワーキンググループの作業を通じて、意匠保護を受けるべき画像デザインに関する認識を共有できるようにするとともに、審査手順や審査体制の整備(審査のばらつきが生じないための明瞭な基準の策定等・権利付与に値しない画像デザイン例の公表も含む)に取り組んでいただくことを希望する。

#### ○II. 2. (2) ⑥ 「実施者に課される注意義務の在り方」及び 3. (4) 「今後の検討の在り方」について

過失の推定規定に関し、21 頁において「実施者に過度の注意義務が課され、その実施態様等に比して重いクリアランス負担が生じることがないようにするとともに、実施者がいかなる対応を取れば注意義務を果たしたことになるのか、が明確になるよう配慮すべきである」と記述された点に共感を覚える。

その一方で、過失推定を含む実施・侵害関連規定の解釈については、産業界の実情を反映するためにも、その明確化のプロセスに、産業界から関係団体や有識者が参画してオープンに議論する場を設けることが望ましいと考える。

## ○Ⅱ. 3. (1) ① 「(B 案)物品ごとに権利化する案」について

25 頁において、「B 案を選択する場合の保護対象の拡充は、法改正のみならず、意匠法第 2 条第 2 項の「機能」に係る審査基準を技術の実態に即した形で改訂することによって実現することも考えられる」とあるが、産業界に極めて重大な影響を与える制度の見直しが「審査基準」の改訂によって実現されることの妥当性について再考の余地があるのではないだろうか。

このような重要な制度の見直しは、影響を受ける産業界の意見を幅広く聴取しつつ、法改正の要否に関する検討を充分に行う必要がある。

## ○Ⅱ. 3. (3) ① ア 「登録意匠クリアランスツールの整備」について

イメージマッチング技術を利用した検索システムの導入は、保護の拡充を進めることに伴うクリアランス負担を軽減するために必須のツールである。クリアランス実務に必要な機能・品質・性能を備えた検索システムが実運用に供されない場合には、制度の見直しをいったん凍結すべきである。

また、検索システムが必要な機能・品質・性能を満たすものであったとしても、あくまでシステムが自動的に同一・類似の可能性のある画像群をリストアップ表示するに留まり、実際に意匠の同一・類似を判断するのは個々の担当者であるため、クリアランス作業負担は依然として軽視し得ない。検索システムを効率的・効果的に利用するための標準的な判断材料の提供と類否判断を補助するユーザインタフェースの開発も視野に入れて対応すべきである。

## ○画像デザイン保護拡充における懸念事項など

- ・ソフトウェア開発等において PC の表示画面の開発は必須であり、日々膨大な画面を作成し、顧客企業との接点の中で頻繁にその仕様が検討されている。このため、画像デザインの保護の拡充は制度設計の仕方にもよるが、メリット・デメリット両面の影響を受け得る。
- ・エンタープライズ系システムの開発や運用・保守サービスをメインの事業とする当業界においては、画面は利用者の使い勝手を第一にデザインされており、類似したデザインをあえて選択せざるを得ないという特性がある。その結果、画面表示を要するデータ項目やレイアウトなどは企業間で大差がなく、デザインの自由度は大きくはない。そして、画像デザインが付加価値として顧客に訴求するケースも少ないため、保護拡充はメリットに比して権利侵害リスクの増大や他者権利の監視負担増大といったデメリットが大きいと懸念される。
- ・製造業はある程度の時間をかけてデザインした製品を大量生産して市場に出していく業態であるのに対し、サービス業は創意工夫をしながら形のないものに価値を創出していく業態であり、常にスピードが求められる。特に、エンタープライズ系システムの開発では、顧客からの要望に迅速かつ柔軟に対応する

必要がある。仮に画像デザインを意匠法で保護することとした場合、自社で開発した情報システムの画面に採用された画像デザインの一部が意図せず他社の意匠権に係る画像デザインと類似してしまえば、当該情報システムの利用者である企業等の事業が一定期間停止しかねない。また、重要インフラにおいて利用されている情報システムでは、その GUI 変更に伴うプログラムの変更等のプロセスにも多大な時間と労力を要する。また、こうした事態を避けるためのクリアランス調査等に時間がかかると、迅速なサービスインが困難となり、顧客であるユーザ企業にとっても、開発期間の長期化や開発コストの増加等の影響が生じる。また、視覚に訴える画像デザインについては、実際には登録意匠に当たらない場合においても、類似するというだけで権利侵害を巡る紛争に発展しやすく、紛争懸念はソフトウェア特許の比ではないものと考えられる。

- ・当業界における画面の設計・開発に際しては、顧客の複数の部門(事業部門、IT 企画部門、管理部門)など、多くの関係者からの多岐にわたる要請が寄せられる。設計・開発工程において、誰が、いつ、どの画面を対象に、どの程度のサーチやクリアランスを行うべきか、役割分担、責任の所在の確定など、当事者間における煩雑な調整が生じかねない。

- ・以上のように、画像デザインの保護拡充は、情報システムを提供する当業界はもとより、情報システムの利用者に当たる企業の活動にも影響を及ぼすものであり、現時点では企業活動を阻害することが大いに懸念される場所である。このような実情をご理解いただくとともに、制度の見直しに係る議論の機会を引き続き設けていただくことを希望する。

以上

## 意見 6

### I. 総論意見

#### (1) 意見の要旨

画像デザインの保護拡充を意匠制度の変更によって実現することについては、より一層の慎重な議論をお願いしたいと思料します。当団体の意見としては、そもそも画像デザインを現行の意匠法で定められている保護範囲を超えて保護をする必要はないとの意見であります。

#### (2) 意見の理由

##### ① 法目的に適合しない

その理由は、クリアランスの負担増というデメリットや、海外の大手事業者による我が国の画像デザインの独占が懸念されるからというものである上に、現在の方向性に基づく保護の拡充が「意匠の想像を奨励し、もって産業の発達に寄与する」という意匠制度の究極目的（意匠法 1 条）あるいは「新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会の実現」という我が国の知的財産の創造、保護に対する目的（知的財産基本法 1 条）に寄与するものとは考えられないことです。

##### ② 我が国の経済活動・開発実態に適合しない

そもそも、ウェブサービス、スマートフォンアプリケーション等の分野における商品・役務のライフサイクル、スピード感等の開発、事業実態に照らすと、意匠制度による画像デザインの保護は馴染まないものと思料します。例えば、ウェブでの販売サイト等では、2 週間から長くても 1 カ月程度の短いサイクルで画像デザイン、レイアウトを変更している例は珍しくありません。これは利用者のニーズの変化が大きいことや、技術の進歩が速いことに起因しております。物品のデザインのように、年単位で同一のデザインが維持されることは稀であり、このような更新頻度の高い分野において、意匠登録制度を導入しても、クリアランスの負担は大きい上に、権利行使の実効性も乏しく、導入する意義が感じられません。

##### ③ 機能、物品等の類型化は事実上不可能

また、機能、物品等の区分に応じて権利範囲を確定するという案が出されていますが、サービスが多様化し、技術が進歩する中で、数年先に生じるサービスやデバイスが予想できないという現状において、適切な機能、物品を類型化

することは容易ではありません。頻繁に追加、変更されることになれば、権利範囲の実効性も乏しくなります。

#### ④ 創作非容易性が低くなることが懸念される

物品の開発、製造と異なり、画像デザインについては、頻繁に変更され、多数のデザインが創作されます。例えば、一つのサービスを開発するにあたり、数十、数百の GUI が創作されることも珍しくありません。そのような状況から、創作非容易性が、物品と比べて高くないと考えられがちであり、結果的に多数の意匠出願、登録がなされることが予想されます。そうすると、クリアランスの負担が増大し、先に述べたような短期間でのサービス開発という事業の実態に適合しなくなるおそれがあります。

#### ⑤ 海外事業者

機能、物品等の区分が細分化されたり、曖昧になった場合や、創作非容易性が低いものであるとされた場合には、海外の大手コンテンツプロバイダ等の事業者が、多額の資本を投下して乱発的に画像デザインの出願、登録し、独占してしまうことも懸念されます。報告書案においては、諸外国ではすでに画像デザインについて手厚い権利保護が実現されていることが挙げられております。しかし、そうした手厚い権利保護制度がある国と比較して、我が国において、画像デザインに関する模倣品の横行といった事態が生じているとの事実は確認されておらず、画像デザインの保護拡充することが、我が国をして「世界最高の『知的財産立国』を目指す」ことに寄与するのか大きな疑問があります。一部の事業者に権利が独占された結果、自由なコンテンツ配信、提供事業が阻害され、ユーザの利便性が損なわれることが懸念されます。

以上に鑑み、当団体の意見としては、現在の検討状況を踏まえてもなお、そもそも画像デザインを現行の意匠法で定められている保護範囲を超えて保護をする必要はないとの意見であります。

総論意見、以上。

## II. 各論意見

### 意見 1

「産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会（旧産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会）委員名簿」について

画像デザインについて意匠法での保護拡充を検討するのであれば、デジタルコンテンツの配信事業者および関連産業団体から当団体の構成員などが、委員

またはオブザーバーとして出席して検討に加わることが必要であると思慮します。

そして、我が国のデジタルコンテンツ産業の実態を踏まえた意見を十分に反映した検討をすべきであると思慮します。

## 意見 2

「はじめに」について

我が国の企業が国際的に権利を取得する観点と、我が国における権利取得の観点は別問題であります。各種協定への加入の検討自体は賛成であります。直接影響のある企業や関連団体と十分な検討と議論をしないままに制度を導入することには反対であります。

現在提案されている画像デザインに関する意匠法保護拡充案は、意味不可解な点が多々あり、理解が難しく、検討にも支障をきたしております。

現在提案されている制度案であれば、制度導入には反対の意見であります。

## 意見 3

「I. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応 1. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入の概要と加入の是非 (4) 対応の方向性」について

各種協定へ加入に向けての検討をすすめること自体には異論はありません。

しかしながら、早期加入を要望する声がある点との記載がありますが、一部の企業からの声を産業界全体からの声のような誤解を抱かせるものです。

当団体は、我が国のデジタルコンテンツ産業にかかわる●●社が加盟する団体であります。意見募集を行った結果として、早期加入を要望する声は一つもございませんでした。

報告書案に記載するとしても、「一部の企業からの早期加入を要望する声がある点」などの記載に変更すべきであると思慮します。

## 意見 4

「I. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応 2. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点とその対応 (2) 公表の延期について③対応の方向性」について

最長期間の容認は適当であると思慮します。

金銭的な請求権を制度として導入するのであれば、我が国における設定の登録があった後でなければ行使できないこととすることに加え、我が国での公表

後か、国際公表を提示して警告することを条件にするなど、我が国の企業が無用の争いにならないための制度設計を検討していただきたい。

#### 意見 5

「Ⅰ. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応 2. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点とその対応 (6) 図面の提出要件緩和について」について

権利の内容が不明確になることは、無用の争いが増加することにもなります。

ですから、権利の内容は明確である必要があり、図面等から意匠が特定できない場合には我が国では登録を認めないことが妥当であると思慮します。

#### 意見 6

「Ⅱ. 画像デザインの保護拡充について 2. 問題の所在 (1) 画像デザインを巡る状況」について

当団体は、我が国のデジタルコンテンツ産業にかかわる●●社が加盟する団体であります。画像デザインの保護拡充案について、現在提案されている制度案に変更したいということ、2013年12月に唐突にお聞きしただけであり、2012年11月に提示されていた検討案とも異なる上、その変更された内容と理由について十分な説明も議論がなされたとも認識しておりません。

当団体の意見としては、そもそも画像デザインを現行の意匠法で定められている保護範囲を超えて保護拡充することは必要ないとの意見であります。仮に保護拡充されるならば、音楽配信および電子書籍配信等についてもゲーム分野等同様に適用除外の分野とすることを求めるとの意見であります。また、2013年12月に唐突に説明を受けた新たな制度案については意味不可解な点が多々あります。

報告書案においては、諸外国ではすでに手厚い権利保護が実現されていることが挙げられております。しかし、そうした手厚い権利保護制度がある国と比較して、我が国において、画像デザインに関する模倣品の横行といった事態が生じているとの事実は確認されておらず、画像デザインの保護拡充することが、我が国をして「世界最高の『知的財産立国』を目指す」ことに寄与するのか大きな疑問があります。逆に、海外の大手コンテンツプロバイダ等の事業者が、多額の資本を投下して画像デザインを独占することになり、自由なコンテンツ配信、提供事業が阻害され、ユーザの利便性を損なうことが懸念されます。

このような状況にあっては、制度設計および運用面の対応についての検討は慎重であるべきです。

我が国のデジタルコンテンツ産業発展に資する制度設計を慎重に検討していくべきであります。

#### 意見 7

「Ⅱ. 画像デザインの保護拡充について 2. 問題の所在 (2) 保護拡充の検討にあたり特に留意すべき課題」について

報告書案では②にて権利行使の実効性のため、プログラム配布等の行為に対しても権利行使を可能にすべきとされています。しかし、クラウドサービス等に代表されるように、インターネットの世界では国境をまたぐ情報通信が当然のように行われており、権利発生地、準拠法の問題が避けられません。権利拡充するとしても、日本国内のユーザがプログラム配布を求めた場合において、送信元のサーバ設置場所が海外にある場合、日本国意匠権が及ぶのかどうかも明らかではありません。

報告書案では③にてクリアランスの負担が留意点として挙げられております。例示されているとおり、機器メーカーと比べて一般的に規模が大きいプログラム開発業者、コンテンツ制作業者は、クリアランスに関するノウハウ、リソースに欠け、かつ、「責任を追及されうる立場」となる以上、過剰な負担を強いるものであります。ひいては創作行為、自由な開発活動を阻害するものです。⑥についても同様です。クリアランス負担の軽減については、(3)①にて施策が提示されていますが、現行の意匠や図形商標等の検索等の実情に鑑みると、実効性がどこまであるのか疑問を感じます。

報告書案では④にてクラウドサービス事業者等への対応が挙げられております。楽天チュッパチャプス控訴審判決（知財高裁平成 24 年 2 月 14 日判決）や、各種の著作権の間接侵害と呼ばれる事案において、法律の文言を超えてサービス事業者の責任が認められる（認められる可能性）判断が出されておりますが、画像デザインの分野においても同様の事象がおきることが懸念されます。

以上より、当団体の意見としては、そもそも画像デザインの意匠法での保護拡充案は必要ないとの意見であります。

#### 意見 8

「Ⅱ. 画像デザインの保護拡充について 2. 問題の所在 (3) 制度設計におけるその他の考慮事項」について

そもそも画像デザインの保護について、意匠法で保護すべきか、他の法律で保護を考慮すべきかとの原則的な点について、さらに慎重に検討する必要があると思慮します。例えば、画像デザインに関しては、著作権法あるいは不正競

争防止法による保護の可能性も検討されるべきところ、それらの制度では不十分であるということについて十分な議論がなされたとは思えません。

報告書案では、応用美術か否かということの一つの判断指標として検討していますが、現実の画像デザインを目の前にした際に「応用美術」か否かを判断することは容易ではなく、予測可能性を著しく欠くことが懸念されます。

現在、意匠法で一定範囲に限って画像デザインが限定的に保護をされておりますが、この保護自体も必要かどうか、他の法律で保護を考慮すべきかを慎重に見直す必要があると思慮します。

## 意見 9

### 「Ⅱ. 画像デザインの保護拡充について 3. 対応の方向性」について

当団体の意見としては、そもそも画像デザインの意匠法での保護拡充案は必要ないとの意見であります。仮に保護拡充されるならば、音楽配信および電子書籍配信等についてもゲーム分野等同様に適用除外の分野とすることを求めるとの意見であります。

対応の方向性としては、まずはそもそも画像デザインの保護について、意匠法で保護すべきか、他の法律で保護を考慮すべきかを慎重に検討することであると思慮します。

報告書案に記載されている案については、我が国の経済発展に寄与しないと懸念いたしますので、慎重にご検討をいただきたい。

A案については、事実上、物品性を登録要件としないプログラムの機能区分によって権利を付与する案となります。2013年12月に一度だけ説明をいただきましたが、意味不可解な点が多々あります。機能区分といいながら、実際にはサービスを区分としている部分もある区分案であります。さらにゲーム等の特定分野のサービスにおいては、機能区分に該当する機能（サービス）が実際には存在しても、登録対象外であるし、効力の範囲外であるとも説明がございました。今回の報告書案において、明記すべきであると思慮いたします。また、音楽配信および電子書籍配信等を営む会員企業からゲーム分野等同様に適用除外の分野とすることを求めるとの意見が強く出ております。抽象的な「機能」に対して権利が及ぶということから、一つの権利の効力が強くなりすぎる懸念があります。また、多数の機能にまたがるサービスを提供するデジタルコンテンツ配信業においては、クリアランス負担が激増する懸念もあります。ここでいう「機能」の区分については、ある程度普遍的なものであることが求められるところ、市場、利用者のニーズの変化が著しいことに鑑みると、実効性があり、かつ妥当なものを設定することは極めて困難であることが想像されます。少なくとも2013年12月に当団体に提示された区分の案は、類型化が不十分で

あり、実務に耐え得るものではありません。多機能化の流れに合わせて、機能を細分化するという対応を執ったとしても、クリアランスの手間が増加することが懸念されます。他方、機能のひとまとまりを大きく設定するとなると、思わぬ範囲にまで権利が及ぶことが懸念されます。したがって、現実的に妥当な範囲の機能が設定できるとは想像しがたいです。一定の事業分野（例えば、ビデオゲーム、オンラインゲームなどのゲーム配信）について権利の対象外とするという案もあるとのことですが、他の機能において登録された意匠（例えば音楽プレイヤーアプリ）を、オンラインゲームなどの除外分野において使用された場合に権利が及ばないこととなり、合理的ではないと思慮します。また、そもそも除外される一定の事業分野の定義が極めて困難であると思慮します（例えば法文で「ゲーム」をいかに定義するかは容易ではないことは想像に難くない）。

B-1 案は、スマートフォン、パソコン等の多様な物品に対して使用されることが想定されたプログラムについて、予備的・幫助的行為とされうるとなると、プログラム開発者は、プログラムの利用が想定されるすべての物品についてクリアランス作業を強いられ、極めて重い負担がかかることになることから妥当ではないと思慮します。

B-2 案は、クリアランス負担は一定程度生じるうえに、プログラムの生産・譲渡行為が間接侵害とされないことから実効性が乏しいと考えられます。そもそもこの制度案は導入する意義があるとは思えません。デバイス単位での登録という考え方が、多様な情報処理デバイスが登場する現在の技術動向に適切ではないと思料します。

C 案は、事前審査を前提としない案であります。権利の有効性が明らかでない意匠について、権利侵害の危険性が生じるため、無用な出願が増加する懸念があります。過失の推定規定は設けないとのことではありますが、我が国の経済活動においてはコンプライアンスの観点から、一定程度の調査は必要になります。そのため、クリアランスについて著しい負担が生じることが容易に想定されます。さらに、無用な争いを避けることに伴い我が国のクリエイターなどによる創作活動の委縮が懸念されます。

このようなことから、報告書に記載されている案については我が国の経済発展に寄与しないと思慮いたしますので、慎重にご検討いただきたい。

以上

## 意見 7

### ■報告書案該当頁：6

#### 【項目】新規性喪失例外の適用

#### 【報告書案の記述】

新規性の喪失の例外適用を認めることとし、国際公表から一定期間内に、特許庁に対して関係手続を行うことを可能とすることが適当である。

#### 【当会の意見】

日本を指定するハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく意匠出願について、新規性喪失の例外規定の適用を認めることは賛成である。一方、報告書案が示した適用の主張手続を国際公表から一定期間内に求める対応は、出願人が日本意匠法に不慣れな在外企業であることからかかる主張手続に不知であるため主張を怠り、新規性喪失例外規定の利益を失う懸念がある。また、主要国の制度運用は、出願時に新規性喪失例外の適用主張を求めている。よって、国際公表から一定期間内の適用主張及び所定の証明書の提出を不要とし、併せて日本特許庁に対する通常の意匠登録出願についても、かかる主張及び証明手続を廃止する法改正を検討することが妥当であると考えます。

### ■報告書案該当頁：7

#### 【項目】関連意匠

#### 【報告書案の記述】

①我が国を指定締約国とする複数の国際出願の間における関連意匠の出願、国内出願と我が国を指定締約国とする国際出願との間における関連意匠の出願を認めることが適当である。

②関連意匠制度は、あくまでも意匠法第 9 条（先願）の例外であり、新規性の喪失までもを救済する制度ではないことから、我が国を指定締約国とする国際出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願は、少なくとも国際公表によって本意匠の新規性が失われる前までにすることが求められる。

#### 【当会の意見】

##### ・上記記述①について

我が国を指定締約国とする複数の国際出願等に関連意匠出願を認めることは、賛成である。

##### ・上記記述②について

関連意匠の出願は、少なくとも国際公表によって本意匠の新規性が失われる前までに認めることに基本的に賛成である。一方、我が国を指定締約国とする国際出願であり国際公表の繰り延べを請求した出願の扱いにおいては、我が国意

匠法が秘密意匠請求をした本意匠について「秘密公報」発行後は関連意匠出願を認めないこと（意匠法 10 条 1 項括弧書）との均衡を保つ必要がある。また、最長 30 か月の繰り延べ請求をした場合、かかる長期間に関連出願を認めることは第三者に不測の不利益を及ぼすおそれがある。よって、国際公表の繰り延べ請求をした国際出願についても、繰り延べ請求をしない出願と同様に、国際公表が行われる国際登録から 6 か月以内に限り関連意匠出願を認める取り扱いを望む。

■報告書案該当頁：11

【項目】公報の発行と原簿の管理

【報告書案の記述】

国際事務局との通信について英語を選択するとともに、国際登録に基づく意匠権に係る意匠原簿及び意匠公報に記載する言語は、翻訳等により意匠の権利範囲に影響が生じることを避けるため、原語（英語）による記載とすることが適当である。ただし、我が国の制度ユーザーの利便性を考え、日本語による検索の実現について引き続き検討することが適当である。

【当会の意見】

日本語による検索の実現については、賛成である。意匠公報については、記載言語を英語とすることについての異論はないが、掲載事項について日本語仮訳（参考訳）の付記を望む。

■報告書案該当頁：13

【項目】国際出願の手数料納付形式

【報告書案の記述】

ユーザーにとって過大な費用負担が発生しないように、我が国を指定締約国とする国際出願が我が国の実体審査において拒絶された場合には、登録料相当分を出願人に返還することが適当である。

【当会の意見】

我が国を指定締約国とする国際出願が我が国の実体審査において拒絶された場合に、登録料相当分を出願人に返還することに賛成である。一方、出願人が自発的に日本の指定を取り下げた場合にも返還請求を認めて欲しい。また、出願人が保護認容声明を国際事務局から受領したものの事情により保護が不要となった場合にも、保護認容声明の受領から一定の期間内に返還請求を認めて欲しい。

**■報告書案該当頁：13****【項目】国際出願における自己指定の容認****【報告書案の記述】**

ユーザーに対して国際出願に関する手続や留意点を周知徹底することを前提に、出願人の選択の幅を確保し、ハーグ協定ジュネーブ改正協定のメリットを享受できるようにするという観点から、自己指定を認めることが適当である。

**【当会の意見】**

不慣れな出願人が従来の我国意匠法との違いを十分理解しないため、不測の不利益（例：拒絶理由の公開、意匠の早期公開等）を受けることに懸念する。よって、自己指定の容認は慎重な判断が必要と考える。

**■報告書案該当頁：14****【項目】特許庁を通じた国際出願の受付****【報告書案の記述】**

特許協力条約に基づく国際出願及びマドリッド協定議定書に基づく商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続代理等は弁理士の専権業務とされていること（弁理士法第 4 条第 1 項及び第 7 5 条）に倣い、我が国国民等による特許庁を通じた国際出願（意匠に係る国際登録出願）に関する特許庁における手続代理等も、弁理士の専権業務とすることが適当である。

**【当会の意見】**

特許庁を通じた国際出願（意匠に係る国際登録出願）に関する特許庁における手続代理は、出願人の利益保護の観点から、弁理士の専権業務とすることが妥当と考える。

**■報告書案該当頁：31****【項目】画像デザインの保護の拡充****【報告書案の記述】**

意匠法第 2 条第 2 項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行う。

**【当会の意見】**

画像デザインの保護拡充については賛成である。一方、2 条 2 項の立法時に示された解釈の大きな変更を「審査基準の改定」で行うことは妥当でない。保

護の拡充は現行法の扱いとは異なることを明確にするため、法律改正により保護拡充を図ることを望む。

■報告書案該当頁：なし

【項目】我が国を指定するハーグ協定ジュネーブ改正協定の国際出願願書における「意匠に係る物品」記載

【報告書案の記述】

なし

【当会の意見】

ハーグ協定ジュネーブ改正協定の日本を指定締約国とする国際出願において、「意匠に係る物品」の記載がない場合、及び、記載が不明瞭な場合の我が国における取り扱いを明確にすべきである。また、国際出願における取扱いと国内出願の扱いの統一的な運用を行うために関連法規等の整備を望む。

■報告書案該当頁：なし

【項目】日本指定出願における特許庁から国際意匠出願人への拒絶通報の言語

【報告書案の記述】

なし

【当会の意見】

日本を指定締約国とする国際意匠出願について、日本特許庁と国際意匠出願人とのやり取りは、仮に自己指定を認めた場合の国際出願においても英語で行われる予定である。ここで、意匠法 3 条の適用が争点となる拒絶通報の場合、我が国の代理人が当該拒絶通報に応答する際拒絶通報は英語である一方、応答文書は日本語で作成する必要がある。かかる応答文書作成の際に、英語による拒絶通報の指摘事項への的確に対応するためには、拒絶通報における英語の指摘事項と日本語による応答書面の指摘事項が一致しなければならない。拒絶通報に対する的確な対応のためには、同通報の和訳文が必須である。よって、拒絶通報の和訳文の添付を望む。

## 意見 8

### I. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応について

ハーグ協定ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への加入について、賛同いたします。加入に向けて、運用の整備等の必要な対応について検討を推進していただきますようお願いいたします。

なお、加入への対応にあたっては、以下の点を、お願いする次第です。

- ① 出願人にとって、手続負担、料金負担の軽減に資する複数意匠一括出願制度の導入に賛同いたします。一方で、出願に係る意匠の一部のみに拒絶理由が存在する場合に、出願全体の処分確定が遅れることがないように、対応について引き続きご検討いただきますようお願いいたします。
- ② 国際出願における自己指定について、ユーザーのメリットが期待できることから、自己指定を認めることに賛同いたします。
- ③ 国際出願の手数料納付形式について、日本を指定締約国とする国際出願が日本の実体審査において拒絶された場合には、登録料相当分を出願人に返還するとの方向性は歓迎いたします。しかし、返還の手続に関して、自動返還は行わない方向と伺っておりますが、国際出願の制度に不慣れな出願人が返還手続きの機会を逸しないよう、査定通知に返還のための手続き書類を添付する等、補助的手当てについてご検討くださいようお願いいたします。
- ④ 意匠分類に関し、通常、ユーザーは先行調査のための検索を行う上で、分類を目安としております。国際意匠分類は、検索の観点においては構成が非常に解り難いため、ご提案のように、日本意匠分類を併用していただくことを希望致します。また、国際事務局へ、国際意匠分類がユーザーにとって解り易いものになるよう、見直しの検討を働きかけていただけますようお願いいたします。
- ⑤ 出願人が権利手続き・管理を行う上で重要な事項に関し、国際出願と国内出願の制度上に大きな違い（公開のタイミングや公報への掲載事項、拒絶の扱い、手数料納付、等。）があることから、出願人が、混乱や、不利益を被ることのないよう、事前・後の説明会や、御庁ホームページへのガイドラインの掲載等で留意点をご周知いただくとともに、相談窓口を設置していただくことを希望いたします。

## II. 画像デザインの保護拡充について

本件御庁初期案に関し、当協会では、[REDACTED] 検  
討を進め、拡充方向で検討された場合に要する 5 条件を [REDACTED]  
[REDACTED] させていただきました。今般、産業構造審議会  
知的財産分科会 意匠制度小委員会 第 1 回で新たな案が盛り込まれ、改めて検討を致し  
ましたが、先の 5 条件は「画像デザイン保護拡充」に対する当協会の考えの根幹となるも  
のでありますので、引き続き要望いたします。

以下に、再度、当協会からの 5 条件を示します。

### 【当協会が提示する 5 条件】

- 1) 物品性の要件は、意匠法の骨格を成す要件であり、クリアランスの点においても重要であることから、現状とおり維持すること。
- 2) 意匠法第 3 条の「工業上利用することができる意匠」という登録要件を満足し、著作権法により保護される画像コンテンツとの区別を明確にすること。
- 3) 操作・機能要件についても、「工業上利用することができる意匠」という意匠の登録要件、物品性の判断、創作容易性の判断、クリアランスという点において重要であり、現状とおり維持すること。（操作・機能要件を画面デザインの保護要件に設定することで、画像コンテンツとの区別も明確となると考える。）
- 4) 簡易な画面デザインが登録とならないよう、新規性および創作容易性の判断基準を明確にする為、各関係ユーザー団体及び専門家による意匠審査基準ワーキンググループを設置し、審査基準について熟考し審査基準の改定を図ること。  
また、権利の有効性、類否の司法判断も重要であることから知財高裁の判事の参画も検討  
いただきたい。
- 5) 特許庁審査資料の確実なる整備と審査資料の一般公開。  
これには、著作権改正を要するが改正に向けての検討をお願いしたい。

なお、当協会の委員から下記のような意見がございましたので、今後検討を進めるにあたって、ご考慮いただけますようお願いいたします。

### 【確認すべき論点】

#### (1) 各対応案について

##### (A 案) 機能ごとに権利化する案

「映像面に表示される画像」を、現行意匠施行規則の別表一に物品の区分が定められて

いるのと同様に、プログラムの機能の区分を定め、願書においてプログラムの機能の記載を義務づけることとし、機能が異なる場合、非類似とすると理解しているが、そうすると、本案を採用した場合、同一物品に同一画像が使われていても機能が異なる場合には、権利行使ができないといった、ユーザーの利便性を損なう結果となる恐れがあることから、類否の認定方法等について、更に検討が必要と考える。

また、新法(画像単独)と旧法上(物品一体)の権利が並存し得ることで、クリアランスは両方について行わなければならないことや、これまでクリアランス負担のなかったプログラムを作成・販売等する事業者もクリアランスを行う必要が生じ、ユーザーにとって負担となる。

(B-1 案) 物品ごとに権利化する制度を維持しつつ権利の実効性を高めるための立法的手当てをする案

従来保護対象としてきたあらかじめ物品に組み込まれた画像に加え、これまで保護されてこなかった、(ア) 追加的にインストールされるプログラムによって表示される操作画像や、(イ) パソコンに表示される操作画像を、物品の部分の形状等(部分意匠)として新たに保護対象とする場合、登録意匠と、真の侵害者と侵害製品とが一致しない状態になり得る。(例えば、スマートフォンで家電製品等の操作を行うことを可能とする“汎用ツールの画像”の場合、“家電製品(またはスマートフォン※)”の部分について侵害があったことになるが、本来的な侵害製品は汎用ツールのプログラム画像であり、侵害者は、プログラムの製造者になるので、一致しないのではないか。)

権利の実効性を重視すると、物品の侵害要件とは別の要件を設ける必要があると考える。しかし、画像のみ特有の侵害要件を設けることで、他の物品とのバランスを失することも懸念されるため、慎重な検討が必要と考える。

(B-2 案) 物品ごとに権利化する制度を維持し立法的手当てをしない案

電気通信回線を通じて提供される画像を専用品と扱い、それを業としてアップロード・ダウンロードする行為が現行法でも間接侵害に当たるのか否か不明であり、今回、物品と離れて創作された画像(アプリ)が保護対象とされた場合、アップロード・ダウンロード行為の侵害性についてまでユーザーが考慮する必要性が生じることが懸念される。

また、リモートコントローラーの操作画像とこれとセットとなる物品(例えばエアコン等)の操作画像との間の利用関係について、現状は不明確であり、整理が必要と考える。

なお、B 案を選択する場合の保護対象の拡充について、「意匠法第 2 条第 2 項の「機能」に係る審査基準を技術の実態に即した形で改訂することによって実現することも考えられる 13。」と述べられ、脚注にて「13 なお、審査基準の改訂で登録要件を緩和する場合、審査実務上は、新基準の適用日を基準として、」と示されているが、立法手当てをせず、

現行の解釈を修正して保護対象を拡充する対応を採用した場合、現行法下の登録意匠と、改訂後の登録意匠の権利解釈について、現に異なる解釈ができる余地があるのなら、審査実務上の適用基準日いかんに関わらず、司法が異なる判断をする可能性も考えられ、出願人にとってリスクとなり得る。

#### (C案) 事後審査制度案

評価書制度を採用し、評価書が提示されるまでは権利行使を受けることがなく、侵害行為の回避は紛争が顕在化した場合に行うものとしたとしても、顧客からの受注でプログラム画像を作成する事業者としては、引き渡し前に、自社の信頼性を担保する目的で製品の法的保障のための事前のクリアランスを行わざるを得ないため、権利の有効性が確定されない登録意匠が多数公表されることにより、却ってクリアランス負担が増す可能性が考えられる。

また、画像のような容易に削除可能なものに対して、権利行使を行うためには、早急な対応が必要であるが、侵害行為が発見されてから評価書請求手続きを行うため、タイミングを逸してしまう可能性が懸念される。

#### (2) クリアランスツール、審査基準の見直しについて

イメージマッチング技術を利用した検索システムの導入の検討を進めるにあたっては、意見交換や、ツールのトライアルの機会を適宜設けていただき、簡潔な手段で、かつゆらぎの少ない検索が可能なクリアランスツールの提供を希望する。

また、一般公知資料についても検索できるよう、引き続きご検討いただきたい。

審査基準や運用の見直しに関しては、現状、画像意匠に関する新規性や創作容易性判断の基準や、“操作画面”と認められる要件が、ユーザーからみて非常に曖昧である。この状態で、保護対象が広がった場合、ますます、権利効力範囲を不明確にし、権利の実効性にも疑いが生じる結果となりかねない。

したがって、まずは、クリアランスツールの構築や、審査基準等運用面の見直しを行い、制度環境を整備することが必要と考える。

また、画像デザイン保護範囲の拡充の検討は法改正を見込み、権利の実効性の観点と、画像デザインの市場の流通の実態について、広くユーザーの声を拾い、具体的な活用事例を更に研究すべきと考える。

なお、法律改正は、意匠法での保護の観点だけでなく、特許や著作権、或は新たな法律による保護の可能性も視野に入れた慎重な検討を要望する。

## 意見 9

### 1. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定の概要と加入の是非について(p.3)

出願人の手続負担や費用負担を抑制できるメリットが期待できるハーグ協定ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への早期加入に向けた対応を進められることに賛成いたします。

### 2. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点とその対応

#### 2-1. 複数意匠一括出願制度について(p.4)

出願人にとって、手続負担、料金負担の軽減に資する複数意匠一括出願制度の導入に賛同いたします。一方で、出願に係る意匠の一部のみに拒絶理由が存在する場合に審査が遅延し出願全体の処分確定が遅れることがないよう、手続上の適切な処理を検討いただきますよう、お願いいたします。

#### 2-2. 公表の延期について(p.5)

製品の発売前にその意匠が明らかとなることが事業上好ましくないと判断される場合等において名義人自らが意匠を公表する時期を調整できるメリットが大きいため、我が国を指定締約国とする国際出願の出願人が請求可能な国際公表の最長期間をハーグ協定ジュネーブ改正協定で認められる最長期間である30月とされることに異存はございません。

また、国際登録の公表後に我が国で設定登録されるまでの期間において第三者がその意匠を実施した模倣品等を流通させるリスクを軽減するため、当該期間に意匠を実施した第三者に対する金銭的な請求等を可能とする対応について、ご検討をいただきますようお願いいたします。

#### 2-3. 新規性の喪失の例外の適用について(p.6)

我が国を指定締約国とする国際出願について、新規性の喪失の例外適用を認めることとし、国際公表から一定期間内に、特許庁に対して関係手続を行うことを可能とすることには異存はございません。

ただし、新規性の喪失の例外適用の申請が可能な期間の延長や手続及び提出書類の簡素化等に関して、同様の制度を有する諸外国との比較等を踏まえて、出願人のメリットが享受できますようご検討をいただきますようお願いいたします。

#### 2-4. 関連意匠について(p.7)

我が国を指定締約国とする複数の国際出願の間における関連意匠の出願及び国内出願と我が国を指定締約国とする国際出願との間における関連意匠の出願を認めることに異存はございません。

関連意匠制度は、独創的な創作に基づき群として構成されるバリエーションやマイナーチェンジの意匠の各々について独自に保護及び権利行使が可能な制度であるので、現在、関連意匠制度

を採用していない諸外国に関連意匠制度の採用を働きかけることにつき、積極的なご対応をお願いいたします。

#### 2-5. 部分意匠について(p.8)

我が国を指定締約国とする国際出願についても、部分意匠の出願を認めることに異存はございません。

部分意匠制度は、独創的な特徴がある部分を取り入れつつ意匠全体として非類似な意匠として巧妙に模倣することを防止する制度であるので、現在、部分意匠制度を採用していない諸外国に部分意匠制度の採用を働きかけることにつき、積極的なご対応をお願いいたします。

#### 2-6. 図面の提出要件緩和について(p.9)

我が国意匠法とハーグ協定ジュネーブ改正協定の間には図面等の提出要件に違いがあり、国際出願の中には、具体的な意匠が特定できず権利内容が不明確なものも多数含まれている実態に鑑みますと、こうした権利内容が不明確なものは我が国を指定締約国とする国際出願についても、我が国においては意匠登録をすべきではないと思料いたします。

よって、図面等の提出要件につきましては、権利内容を明確化することを第一義とし、現状我が国意匠制度が採用している物品全体の形態の開示を担保する図面の提出要件を維持していただくことを要望します。

ただし、図面の表現方法等の権利内容の明確化に影響のない範囲においては、国際調和及び出願人のメリットの観点から必要な見直しをご検討いただきますようお願いいたします。

#### 2-7. 秘密意匠について(p.10)

我が国を指定締約国とする国際出願については、秘密意匠の適用を認めないことに異存はございません。

#### 2-8. 公報の発行及び原簿の管理について(p.11)

公報の発行及び原簿の管理についての対応に異存はございません。

ただし、我が国の制度ユーザーの利便性を考え、日本語による検索の実現について引き続き検討いただきますようお願いいたします。

#### 2-9. 国際出願の手数料納付形式について(p.13)

我が国を指定締約国とする国際出願が我が国の実体審査において拒絶された場合には、登録料相当分を出願人に返還することにつきましては歓迎すべきと捉えておりますが、実際の返還手続が出願人の管理工数の増加とならないようにご検討いただきますようお願いいたします。

## 2-10. 国際出願における自己指定の容認について(p.13)

ユーザーのメリットが期待できることから、国際出願における自己指定を容認されることを要望いたします。ただし、国内の意匠登録出願と国際出願の相違点、注意点や留意事項をわかりやすく記載したガイドラインの作成、特許庁ホームページへの掲載、各地での説明会開催等を通じて、国際出願に係る手続を周知徹底いただきますようお願いいたします。

## 2-11. 特許庁を通じた国際出願の受付について(p.14)

特許庁を通じた国際出願を受け付けていただくことが適当であると思料いたします。

ただし、行政サービスとして、ユーザーに対してどのような支援をご提供いただけるかにつきましては、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

## 2-12. 国際意匠分類と日本意匠分類について(p.15)

ロカルノ協定で定められている国際意匠分類は、精緻な日本意匠分類と比較すると、分類肢の数が少なく分類構成が粗いものとなっているため、国際意匠分類を利用した先行意匠調査は効率が悪く、調査負担が大きい実態となっております。

つきましては、我が国を指定締約国とする国際出願が我が国の実体審査の中で意匠区分を付与される時に国際意匠分類と日本意匠分類を併用していただくことを要望します。

また、将来的には我が国を指定締約国とする国際出願が我が国以外の各国で実体審査を受ける際に上記同様に国際意匠分類と日本意匠分類を併用していただけるような働きかけをお願いいたします。

加えて、引き続き精緻で実用的な日本意匠分類の整備、充実を図られますこと及びユーザーの調査負担を軽減するため、日本意匠分類を整備した経験と資産を生かし、国際意匠分類の細分化の議論に積極的に参加されることを要望いたします。

## 3. 画像デザインの保護拡充について(p.18)

3-1. 電子機器を主力商品とする当社におきましては、電子機器の操作の用に供する画像デザインは、製品の付加価値として重要な地位を占めつつあり当該画像デザインの保護拡充は喫緊の課題と認識しております。また、我が国企業が創作した当該画像デザインが主要国並みの水準で保護されることは、グローバルな市場展開を図る当社にとっての市場競争力を向上させるのみならず、世界に対する産業競争力を強化するメリットを我が国全体に波及させる効果が期待されます。

上記に鑑みますと、当社は、主要国並みの水準まで画像デザインの保護水準を高めることにより、我が国企業が創作したデザインがグローバルに保護される環境の整備に向けた対応を可及的速やかに進められることに賛成いたします。

3-2. 画像デザインがグローバルに保護される環境の整備の具体的な施策としては、現行と同じく事前の審査を前提とする制度を維持する案のうち、(B-1案)「物品ごとに権利化する制度を維

持しつつ権利の実効性を高めるための立法的手当てをする案」とする対応を進められることを要望いたします。

- (1) 我が国以外の主要国においては、保護対象を物品に限定しない、もしくは保護対象に無体物である製品を含む等、意匠は物品の形状等である(意匠法第2条第1項)とする我が国意匠法とは異なる原則を有しており、主要国並みの水準まで画像デザインの保護水準を高めるとした場合、我が国意匠法のいわゆる「物品しばり」の原則を大規模に変更しなければならないとの意見もある。しかしながら、下記のような主要国の審査の実態に鑑みると、我が国意匠法の原則たる物品ごとに権利化する制度を維持しつつ、主要国並みの水準まで画像デザインの保護水準を高めることは十分可能であると思われる。
- (ア) 近年、米国においてタイトルを「グラフィカル・ユーザー・インターフェイス」とする画面デザインの意匠出願を行うと、審査過程において「35 U.S.C. 171 - Patents for designs (Whoever invents any new, original and ornamental design for an article of manufacture may obtain a patent therefor, subject to the conditions and requirements of this title. )」及び「37 CFR 1.153 - Title, description and claim, oath or declaration. (The title of the design must designate the particular article. )」を理由としてタイトルを物品としなければならない旨の補正指令を受ける。アメリカでの画像デザインの意匠出願の審査は、上記の様に結果的に我が国意匠出願同様に当該画像デザインの対象物品を限定されることとなるような実務が行われている。
- (イ) 欧州において画面デザインの意匠出願を行うと、ロカルノ協定で定められている国際意匠分類の1の分類(例えば 14.04 等)を意匠分類として付与される。欧州での画像デザインの意匠出願は、意匠分類の基準及び範囲は我が国への意匠出願と異なるものの、結果的に我が国意匠出願同様に当該画像デザインの対象物品区分を限定されることとなる。
- (2) グローバルな市場展開を行っている当社においては、画像デザインを含めた意匠出願に関しても、グローバル対応の一元管理をすでに行っており、我が国の意匠制度が主要国並みの水準に対応する事態となっても、管理上問題となるところがない。
- (3) 事前の審査を前提としない制度とした場合には、権利の有効性が確定されない登録意匠が多数公表されることにより、先行意匠調査コスト及び他者の権利に対する監視コスト負担が増す懸念がある。また、後発の意匠の創作の障害となる恐れがあるため、事前の審査を前提としない制度は受け入れ難い。
- (4) 現在の我が国の意匠審査に鑑みると、一次審査結果通知までの期間は出願後6~7月と短く、かつ新規性、創作非容易性、先願類否等のいずれの審査結果も妥当性が高いと認識しており、現行と同じく事前の審査を前提とする制度を維持することに異存はない。
- (5) (B案)「物品ごとに権利化する案」は、現行意匠法の原則を踏襲しており、この原則に反しない範囲での制度改定においては、制度ユーザーの混乱を招く可能性は小さい。加えて、従来保護対象としてきたあらかじめ物品に組み込まれた画像に加え、これまで保護されて

こなかった(ア)追加的にインストールされるプログラムによって表示される操作画像や(イ)パソコンに表示される操作画像を新たに保護対象とすることは、歓迎する。

- (6) 追加的にインストールされるプログラムによって表示される操作画像を保護対象に加えるとなれば、(B-1案)「物品ごとに権利化する制度を維持しつつ権利の実効性を高めるための立法的手当てをする案」により実現可能となる、業として登録意匠と同一又は類似の画像を表示させるプログラムを生産・譲渡等する行為を間接侵害行為とみなす措置は、権利の有効活用の観点からメリットが大きい。
- (7) (ア) 現行意匠法の原則を維持しつつ主要国並みの水準まで画像デザインの保護水準を高めることが可能であること、(イ) 速やかに保護すべき追加的プログラムやパソコン上の操作画像の保護が可能であること、(ウ) 登録意匠の画像を表示させるプログラムを生産・譲渡等する行為を間接侵害行為とみなす措置にメリットがあること、(エ) 迅速かつ妥当性の高い現在の我が国の意匠審査の実態に鑑みて制度ユーザーのデメリットがないこと、を総合的に勘案すると、(B-1案)「物品ごとに権利化する制度を維持しつつ権利の実効性を高めるための立法的手当てをする案」が適当である。

3-3. 映画、写真、その他の映像素材、ゲーム等のコンテンツ等を含めて、現行意匠法に明示された「物品の操作の用に供する画像(意匠法第2条)」に該当しない画像デザインを意匠法の保護対象とすべきかについては、引き続き慎重な検討が必要と思料いたします。

3-4. 主要国並みの水準まで画像デザインの保護水準を高めるために、以下の施策をご提案申し上げますので、ご検討を賜りたくお願い申し上げます。

- (ア) 制度活用の促進及びユーザーメリットの観点から、我が国を指定締約国とする国際出願による画像デザインの意匠出願においては、願書記載の物品の説明に、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものである旨を記載することにより、願書記載の物品の名称に「物品(ただし、具体的に物品名を明示する)の操作の用に供する画像」(例えば、「携帯情報機器の操作の用に供する画像」)を認める。
- (イ) 国際調和及び先願出願人の創作性の保全の観点から、我が国を指定締約国とする国際出願による画像デザインの意匠出願においては、願書記載の物品の説明に、一の国際意匠分類の範囲において保護を希望する対象物品を複数記載することにより、審査過程において意匠区分を付与する時には、一の国際意匠分類及び/又は複数の日本意匠分類の付与を認める。
- (ウ) 権利内容を明確化するため、実体審査においては、創作性に関する判断基準を引き上げ、創作性の低い画像デザインの意匠出願は、我が国においては意匠登録を認めない。

#### 4. その他

##### 4-1. 意匠審査の応時性

前述の通り、現在の我が国の意匠審査に鑑みますと、一次審査結果通知までの期間は出願後6～7月と短く、かつ新規性、創作非容易性、先願類否等のいずれの審査結果も妥当性が高いと認識しており、これ以上の審査期間の短縮などの要望はございません。

一方、ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に合わせて、出願人の申請に応じて審査開始の時期を繰り上げ又は繰り延べできる柔軟な意匠審査の応時性対応につきましてご検討いただきますようお願いいたします。

以上

## 意見 10

施行前の審査基準での公知例の明示化とネットワーク上での公知の基準について明確化の上での実施を望みます。

また、新たに「情報機器の画像」という意匠権を設定する上で、情報機器がどこまで含まれるか、という点が問題になってくるかと思いますが、情報機器を「ユーザが必要に応じて任意の機能を容易に追加することができる機器」と定義する場合、今後の技術開発で、情報機器の定義に該当するものが無限に拡大する恐れがあると思います。

この点、意匠の類比判断にも影響を及ぼすと考えますが、無限拡大を防ぐ施策はなにかあるのでしょうか。

## 意見 11

短期的な対応としては、法改正を行わずに、

「意匠法第 2 条第 2 項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、

1. 物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、

2. パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行う」とのことであるが、

本対応は、実務上の必要性に応じて随時保護範囲を設定することができる一方、審査基準の改訂のみのため、裁判所の判断が担保出来ず、社会全体にリスクが生ずる。審査基準の解釈に法的拘束力がないとしても、少しでも法的安定性を担保するために、審査基準解釈の明確化・周知をお願いしたい。

また、上記 1. 2. は物品性の緩和を意味すると思われ、下記で列挙する論点の帰結によっては、産業界に想定外のリスクを生じさせるものである。しかしながら、上記意匠審査基準ワーキンググループにおける「登録要件の検討」と合わせて行われるという、「実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈の明確化」や、「エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理する検討」が、どのような場で行われ、その検討結果はどう周知されるのかが報告書に明記されていない。産業界にとっては、登録要件のみならず、登録になった権利の権利範囲や、何をすれば権利侵害となるのか等は、明確化されることによってはじめて本報告書案に記載された A～C 案に対する評価が可能となるという意味で重大な関心事であるため、

1. 速やかに本検討を開始すること、

2. 検討にあたっては産業界の意見を必ず広く聴取し、その意見を反映させること、

3. 検討状況を随時意匠制度小委員会に報告して審議対象とすること、

を要望する。

具体的には以下のような論点についての解釈の明確化を希望する。

- ・ 過失推定の覆滅可能性
- ・ 過失推定を外す制度の是非
- ・ 間接侵害の成否
- ・ 画像デザインの部分意匠の権利範囲及び利用関係の考え方
- ・ クラウドのような利用形態での侵害成否等、具体的な行為の「実施」該当性

なお、脚注 22 に「クリアランス負担に対する懸念が完全に解消されれば画像そのものを保護する制度を採ることが出来る」とあるが、「プログラム機能によって区分しない」というのは本報告書案に記載された A～C 以外の案になり、それを脚注のレベルで、あたかもクリアランス負担だけが解決すれば直ちに問題がないとしているのは言い過ぎではないか。画像そのものを保護することに関しての検討事項は、クリアランス負担への懸念だけではなく、そもそもの我が国の意匠制度のあり方や、上記で速やかな検討を要望した「実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈の明確化」とも密接に関わってくる点に留意頂きたい。

我が国の出願人にとってより良い制度となるような検討の継続をお願いします。

以上

## 意見 1 2

映画等を収録した DVD ビデオやブルーレイには、チャプター選択や言語設定・字幕設定等のメニュー画面が収録されているのが通例です。そして、このメニュー画面は「電子機器に用いられる操作画面」ですので、「意匠制度小委員会報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」(案)」(以下「本報告書案」といいます。) 18 頁以下で論じられている「画像デザイン」に該当するおそれがあると思われま

そのため、ビデオソフトメーカーは、これまで必要ではなかった登録意匠の調査等の新たな負担を強いられることに大きな懸念を持っています。それゆえ、ビデオソフトメーカーは映画等のコンテンツのメニュー画面等を意匠法による保護の対象としないことを望んでおります。

そもそも意匠権を保護する根拠は、意匠が「製品の付加価値として重要な地位を占め」(本報告書案 18 頁) ること、換言すればデザインが需要を増大させる機能を有することにあると思われま

しかし、映画等のコンテンツは、通常、メニュー画面に着目して購入する商品ではありませんので、購入してはじめてメニュー画面のデザインや機能を知ることになります。

したがって、需要拡大等の付加価値を有する画像デザインには該当せず、意匠法による保護の対象とすべき根拠もないと考えま

ところで、意匠権による保護の対象の拡大によって、不慣れな意匠権クリアランス業務に煩わされたり、これまで普通に使ってきたデザインを使い続けるために意匠登録すべきかどうかの判断を強いられたりするならば、ビデオソフトの制作現場に無用な混乱を生じさせることにもなりかねません。そのような混乱を惹起することのないよう慎重なご検討を要望いたします。

以上

### 意見 13

#### 意見の趣旨

##### 1 ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応

我が国がハーグ協定ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定に加入することに賛成し、報告書案の両協定加入に伴う主な論点についての「対応の方向性」に賛成する。

##### 2 画像デザインの保護拡充について

報告書案 31 頁が、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの平成 27 年度中のサービス導入を目指すことを明記したのは、クリアランス負担を軽減する一つの解決策として評価に値するが、当該検索システムに対するユーザーの反応が、画像デザインの保護制度自体に影響を与えるような考え方に立つべきではない。

報告書案 22 頁～29 頁の案の中では、A 案が、画像デザイン自体を直接保護の対象としようとしており、評価することができるが、A 案のような「プログラムの機能区分」がどれだけ有効に作用するかは疑問であり、むしろ最終形としては、プログラムの機能ごとに区分することなく画像デザインに係る意匠権を設定できるようにすることも視野に入れて検討すべきである。

#### 意見の理由

##### 1 ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応

###### (1)ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定への加入の是非

我が国の企業の海外展開支援については、当連合会も●●●●を設置して、取り組みを進めているところであるが、我が国がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入して、我が国のユーザーによる意匠の国際出願及び登録を可能にすることは、ビジネスの国際化に対応し、意匠登録制度の利便性を著しく高めることにつながり、賛成である。また、我が国がロカルノ協定に加入して、国際意匠分類の改訂作業に積極的に関与していくことは、我が国の産業動向に合致した国際意匠分類への改訂を可能にすると共に、意匠登録制度の国際的調和に資するから、賛成である。

(2)ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点についての対応 ①複数意匠一括出願制度について（報告書案 4 頁～5 頁）

意匠法 7 条は一意匠一出願制度を採用しているが、意匠登録制度の国際的調和の観点やユーザーの利便性からすれば、複数意匠一括出願制度を認めることにむしろ合理性があり、ハーグ協定ジュネーブ改正協定 13 条（1）の単一性の宣言をして、一意匠一出願制度を維持する必要はないと考える。

② 公表の延期及び秘密意匠について（報告書案 5 頁～6 頁，10 頁～11 頁）

製品の発売前などに意匠の国際登録の公表の延期を求め得るようにすることは、ユーザーのニーズに沿うものと言え、ハーグ協定ジュネーブ改正協定の認める期間の範囲内で、公表の延期を認めるのが適当である。また、国際登録の公表から設定登録までの期間に第三者によってなされた意匠の実施による出願人の損失を填補するために、その実施をした者に対する金銭的な請求権を認めることは、特許法や商標法における保護とのバランス上も適当である。他方、我が国を指定締約国とする国際出願について、国際登録の公表の延期を認めた上に、秘密意匠制度の適用を認める必要性は乏しいというべきである。

③ 新規性の喪失の例外の適用、関連意匠及び部分意匠について（報告書案 6 頁～9 頁）

意匠の国際出願についても、ハーグ協定ジュネーブ改正協定における手続との調整を図った上で、新規性の喪失の例外の適用を認めるべきであるし、また関連意匠及び部分意匠の出願を認めるべきである。

④ 図面の提出要件緩和及び組物の意匠について（報告書案 9 頁～10 頁）

意匠法とハーグ協定ジュネーブ改正協定との図面の提出要件の相違を可能な限り解消して、ユーザーが別々の提出図面を準備しなくて済むようにすることが、意匠の国際出願を利用するユーザーの利便性を高め、意匠登録制度の国際的な調和を図る観点から要請されるが、権利内容が不明確になることのないよう、具体的な意匠の認定基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討することには賛成する。また、組物の意匠についても、要件の相違によるユーザーの負担を少なくし、意匠登録制度の国際的な調和を図る必要があり、具体的な組物の意匠の認定基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討することに賛成する。

## ⑤ 公報の発行及び原簿の管理について（報告書案 1 1 頁～1 2 頁）

国際登録に基づく意匠権に関して国内の意匠原簿による管理や意匠公報の発行を行うことは適当であり、意匠原簿や意匠公報に記載する言語を英語とすることも、翻訳等により意匠の権利範囲に影響が生じることを避ける観点からは是認できる。訴訟で意匠の権利範囲が争われる場合などにおいては、英語を原文とした上で、当事者が日本語訳を提出して、裁判所で意味をはっきりさせることも可能である。

## ⑥ 国際出願の手数料納付形式について（報告書案 1 3 頁）

我が国を指定締約国とする国際出願が我が国の実体審査において拒絶された場合には、登録料相当分を出願人に返還するという措置がとられるのであれば、早期の権利化の観点から、一括納付方式を採用することは支持できる。

## ⑦ 国際出願における自己指定の容認について（報告書案 1 3 頁～1 4 頁）

もしハーグ協定ジュネーブ改正協定 1 4 条（3）（a）の自己指定を禁止する宣言を行い、我が国に国籍、住所、常居所、又は営業所がある出願人が国際出願時に我が国を指定することができず、国内の意匠登録出願を別に行わざるを得ないとすれば、我が国のユーザーによる意匠の国際出願及び登録を可能にする意義を相当程度減殺することになる。1999年のジュネーブ改正協定に関する外交会議において日本政府が自己指定を留保できる条項を提案していたとしても、審査の効率化や審査官の英語能力の向上といった事情の変化も考慮して、我が国が自己指定を容認することは、意匠登録制度の国際的調和に資する対応といえ、賛成である。

## ⑧ 特許庁を通じた国際出願の受付について（報告書案 1 4 頁～1 5 頁）

国際出願を、国際事務局に直接行うだけでなく、我が国の特許庁を通じても行うことができるようにする方が、ユーザーの利便性にかなうので、ハーグ協定ジュネーブ改正協定 4 条（1）（b）の間接出願を禁止する宣言を行う必要はないと考える。

## ⑨ 国際意匠分類と日本意匠分類について（報告書案 1 5 頁～1 6 頁）

我が国が、国際意匠分類の細分化の議論に積極的に加わる一方で、当面は国際意匠分類と日本意匠分類を併用していくとともに、引き続き日本意匠分類の整備及び充実にも努めるという対応をとることに賛成する。

## 2 画像デザインの保護拡充について

### (1) 序論

第 21 回意匠制度小委員会では、第 20 回意匠制度小委員会で検討した案を、「情報機器の画像」の概念が広がりすぎることのないよう、情報機器の外延を明確にしたり、情報機器の画像の意匠権が情報機器に含まれる物品の組み込み画像に及ぶことにしたりする修正案（以下「第 21 回小委修正案」という。）が示されていた。しかし、1 年ぶりに再開された産業構造審議会知的財産分科会第 1 回及び第 2 回の意匠制度小委員会でまとめられた報告書案には、情報機器の語が一切登場せず、第 21 回小委修正案はいわゆるお蔵入りとなったものと見られる。

### (2) 今後の検討の在り方について

報告書案がまとめられるに至るまでの産業構造審議会知的財産政策部会及び知的財産分科会の意匠制度小委員会での議論における懸案事項は、画像デザインの保護拡充を図った場合のクリアランス（他者の意匠権を侵害しないかの事前調査）負担の増大をどうするかという点にあったといえる。この点で、報告書案 31 頁が、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し、平成 27 年度中のサービス導入を目指すことを明記したのは、クリアランス負担を軽減する一つの解決策として評価に値する。便利な検索システムを特許庁が導入することは望ましいが、意匠制度小委員会及び意匠審査基準ワーキンググループあるいは特許庁は、当該検索システムが意匠の登録手続又は権利の効力範囲について権威を与えるようなニュアンスを示すことのないよう十分注意をすべきである。すなわち、当該検索システムは、あくまで新規性、創作非容易性、類似性等を判断する場合の参考資料、補助資料に過ぎないことを明確にすべきである。その意味において、当該検索システムに対するユーザーの反応が、画像デザインの保護制度自体に影響を与えるような考え方に立つべきではない。

また、現行法を改正しない範囲（後述の B-2 案）で、報告書案 32 頁に述べられているように、意匠法第 2 条第 2 項の「機能」に係る審査基準を改訂する具体的検討を意匠審査基準ワーキンググループで行うことも、当面の弥繕策としては、是認せざるを得ない。しかし、審査基準の改訂のみでは、画像デザインに係る意匠権の効力や実施行為をどう解釈するかについての基準を示せないなど、画像デザインの保護の必要性に対応する手当てとして不十分である。報告書案 32 頁は、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システ

ムのサービス導入や意匠審査基準ワーキンググループにおける検討を先行させて、画像デザインの保護拡充についての意匠法改正を中長期的課題と位置付けることにより、結局先送りしてしまおうとするものであり、残念な結論である。我が国の意匠法における保護の水準を他国と比べて遜色のないものとするための意匠法改正の検討のスピードを速めることはあっても、遅くすることはあってはならないというべきであり、引き続き意匠制度小委員会での検討を続けるべきである。

### (3) 諸課題を踏まえた制度案について

報告書案22頁～29頁には、A案(機能ごとに権利化する案)、B-1案(物品ごとに権利化する制度を維持しつつ権利の実効性を高めるための立法的手当てをする案)、B-2案(物品ごとに権利化する制度を維持し立法的手当てをしない案)、C案(事後審査制度案)が挙げられており、各案の適否について述べる。

意匠法を改正して画像デザインの保護拡充を図るに当たっては、第一に、欧米を含む諸外国との調和を図り、国際的に受容され、理論的に承認され得る制度を構築すべきである。第二に、報告書案18頁～19頁が指摘しているように、電子機器に用いられる操作画像のデザインが製品の付加価値として重要な地位を占めつつあり、米国・欧州・韓国をはじめとする諸外国では既に、画像に係る意匠について我が国と比較してより手厚い権利保護が実現しており、製品に係る知的財産が国内と海外とで同様の保護を享受できる制度整備を検討する必要が生じている状況を直視し、現行法のドグマに過度にとらわれたり、適当な妥協をしたりすることなく、画像デザインの保護の必要性に即した制度を設計すべきである。

B-2案は、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムのサービス導入や意匠審査基準ワーキンググループにおける検討を行う間の短期的な手当てとしての案を表現したものと見えるが、画像デザインの保護拡充についての意匠法改正を不要とするものであり、画像デザインの保護の必要性を直視せず、これまでの意匠制度小委員会での議論を無にするものであって、終局的な解決案としては採用の余地はないと考える。なお、短期的な手当てとして、報告書案32頁は、意匠法第2条第2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れているとのことである。しかし、部分意匠はハーグ協定ジュネ

一歩改正協定に特段規定されておらず、各国国内法の規定に委ねられている制度であるから、現行法によって、部分意匠として画像デザインを保護するのであれば、意匠登録制度の国際的調和を図ることはできないし、審査基準の改訂により現行法の拡張解釈を行い、実質的に法の内容を変更していくのも正当なやり方ではない。

B-1 案は、物品との一体性という現行法のドグマを維持しつつ、例えば、業として登録意匠と同一又は類似の画像を表示させるプログラムを生産・譲渡等する行為を、適切な条件の下で、侵害の予備的・幫助的行為として侵害行為とみなすといった間接侵害規定の新設等を行おうとする案である。間接侵害規定の新設により、当該プログラムを生産・譲渡等する行為に権利行使することが可能になる点で、B-2 案よりも権利の実効性が高いことは確かであるが、物品との一体性を維持しているため、エンドユーザーがインストール等により意匠に係る物品で画像を表示可能にする行為を意匠に係る物品の製造行為ととらえざるを得ないことになり、理論的に難点がある。

A 案は画像デザイン自体を直接保護の対象としようとするものであり、物品との一体性という現行法のドグマにとらわれないという点では、第 21 回小委修正案よりも進んだ案として評価することができる。しかしながら、報告書案 31 頁が指摘しているように、A 案によれば、機能の異なる複数のプログラムの機能について同一の形態のグラフィカル・ユーザー・インターフェイス（GUI）を採用する場合、当該複数のプログラムについて漏れなく保護を受けるためには、それぞれのプログラムの機能ごとに別個の意匠登録出願を行う必要があるものであり、情報機器という広い物品の区分が提案された第 21 回小委修正案よりも、出願が煩雑になり、使いにくい案になったともいえる。産業構造審議会知的財産分科会第 1 回意匠制度小委員会参考資料 1 では、画面デザインの機能区分のイメージ案が示されているが、変化や進歩の激しいプログラム開発において、A 案のような「プログラムの機能区分」がどれだけ有効に作用するかは疑問であるし、意匠登録制度の国際的調和を図る方向の解決案とは言い難い。産業構造審議会知的財産分科会第 1 回意匠制度小委員会参考別紙 2 の A 案の欄の末尾には、クリアランスツールの整備によってクリアランス負担が大幅に軽減されれば、機能区分ごとに意匠権を設定することなく、ハーグルートの出願を全面受け入れ可能な制度も検討可能である旨述べられており、むしろ最終形としては、プログラムの機能ごとに区分することなく画像デザインに係る意匠権を設定できるようにすることも視野に入れて検討すべきである。

C 案は、現行意匠法の審査主義から離れる案であるが、画像デザイン保護の青写真を自由に描くならば、諸外国でも採用されているような意匠の無審査制度を一部取り入れて、特許庁に出願ないし登録された画像デザインを、新規性及び非創作容易性についての一応の証拠として採用又は評価する制度を設けることも考慮に値すると考える。

なお、報告書案 22 頁において述べられているように、画像デザイン（例：実用ソフトの GUI）は応用美術の領域に属することが多いことから、少なくとも、意匠法によって保護すべき必要性が高いという認識には賛成する。ただし、製品寿命が短い画像デザインの創作者が短期間の保護のみを必要とするのであれば、意匠法や実用新案法から離れて、不正競争防止法により保護する方向もあると考えられる。

以上

## 意見 1.4

### I ハーグ協定ジュネーブアクト改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応

#### 1. 両協定への加入の是非（報告書案 3 頁）

##### （要望）

ハーグ協定ジュネーブアクト改正協定及びロカルノ協定に早急に加入するように要望します。

##### （理由）

ユーザーの権利取得を容易にするため、両協定に加入する必要があります。

その際に、加盟国で保護が認められている意匠（例：タイプフェイス）も保護対象とするように検討する必要があります。

#### 2. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点とその対応

##### (1) 複数意匠一括出願制度について(報告書案 5 頁)

##### （要望）

国際出願及び国内出願について、出願料を軽減するかたちで、複数意匠一括出願制度を導入するよう要望します。

##### （理由）

ユーザーの手續・費用負担が軽減されるように、出願料を軽減するかたちで、複数意匠一括出願制度を導入する必要があります。

##### (2) 公表の延期について（報告書案 6 頁）

##### （要望）

国際公表の延期について、最長期間（30 か月）を容認し、国際公表後に補償金請求権を容認するよう要望します。

##### （理由）

意匠によっては、公表までに長期間を要するものもあるので、国際公表の延期を最長期間（30 か月）容認することが望ましいと考えます。

また、国際公表後意匠の保護が図れるように補償金請求権を容認することが望ましいと考えます。

##### (3) 新規性の喪失の例外の適用について（報告書案 7 頁）

##### （要望）

国際出願についても新規性喪失の例外適用を認めることを要望します。

新規性喪失の例外の手続については、国際出願、国内出願とも、拒絶理由を受けたときに新規性喪失の例外を主張・立証すれば足りるように法改正することを要望します。

(理由)

現行法の新規性喪失の例外手続は煩雑であり、出願人の負担も大きいので、拒絶理由を受けたときに新規性喪失の例外を主張・立証すれば足りるように法改正をする必要があります。

#### (4) 図面の提出要件緩和について (報告書案 10 頁)

(要望)

意匠の要部が特定されていれば、図面要件を満たすとする取扱いに変更するとともに、合わせて訂正審判制度を導入することを要望します。

(理由)

日本の図面要件及び訂正の機会を、国際的な調和の観点から、ハーグ協定主要加盟国の運用に合わせる必要があります。

#### (5) 国際出願の自己指定の容認について (報告書案 14 頁)

(要望)

国際出願の自己指定の容認については、その容認時期も含め慎重に検討するように要望します。

(理由)

国際出願の自己指定については、ユーザーの利便性があるものの、以下のような弊害もあるので、国際出願の自己指定の容認については、その容認時期も含め慎重に検討する必要があります。

#### イ) ハーグ協定加入時の混乱

自己指定を認めた場合に、「日本特許庁への直接出願のルート」と「WIPO ルート」の 2 つができ、同じ取り扱いであると考えて、WIPO ルートで自己指定した場合に、①国際登録原簿における拒絶理由の開示、②早期公開などの日本のルートにはない不利益に直面することになり、混乱を招くこととなります。

#### ロ) 審査遅延

ハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入した場合、拒絶理由は英語で記載する必要がありますが、例えば、物品性を要件とせず、図面要件が緩やかな欧州からの出願に対して、物品性を要求し、厳格な図面要件をとる日本からの拒絶理

由を分かりやすく英語で説明するには大変な労力がいる、審査遅延が懸念されます。

自己指定を認めた場合には、日本からの出願も英語で拒絶理由を記載する必要があり、より一層の審査遅延を招く恐れがあります。

#### ハ) 外交会議での経緯

自己指定留保の規定（ヘーグ協定 14 条（3））は、英語を母国語としない国の審査が遅延しないように、外交会議で日本が提案し、韓国、ドイツ、ロシア、米国、ポルトガルのセコンド（second）を得て設けられた規定です。よって、外交会議での発言を変更する場合には、慎重を要すると考えます。

#### (6) 物品名の記載がない場合の出願日の認定（報告書に記載がない）

##### （要望）

物品名の記載がない場合の国際出願と国内出願の取り扱いについて整合性を取るよう要望します。

##### （理由）

国際出願については、物品名の記載がなくとも、その後の補正により出願日が遡及的に確保されますが、国内出願については、出願日が確保されません。

国内出願についても、物品名の記載がなくとも、その後の補正により、出願日が遡及的に確保されるように、取扱いを変更する必要があります。

#### (7) 拒絶理由の翻訳文の添付（報告書に記載がない）

##### （要望）

拒絶理由には翻訳文を添付するように要望します。

##### （理由）

第 21 回意匠制度小委員会（平成 24 年 1 月 19 日）で御庁からご発言があったように、ユーザーフレンドリーの観点（翻訳の手間が省ける）から、拒絶理由には翻訳文を添付することを必ず実行して頂きたいと考えます。

英語で記載された拒絶理由に対しては、日本語で意見書を作成することになりますので、翻訳文が添付されていないと、拒絶理由における用語と意見書での用語が噛み合わない場合がでてきます。これを避けるためにも翻訳文の添付が必要です。

## (8) 意匠審査基準ワーキンググループの設置について

### (要望)

意匠審査基準ワーキンググループを設置し、意匠の実務家を多く委員とすることを要望します。

### (理由)

ハーグ協定ジュネーブアクト改正協定に加入した場合の日本の意匠の運用を検討するにあたり、加盟国の運用との調和を念頭におく必要がありますので、海外での権利形成の経験豊富な意匠の実務家（例：企業実務家、弁理士等）を多く委員とすることが望ましいと考えます。

## II 画像デザインの保護拡充について

### 1. 全体的な方向性（報告書案 31 頁）

#### (要望)

画像デザインの保護拡充については、事業者のクリアランス負担の軽減を図りながら、積極的に推進するよう要望します。

#### (理由)

画像デザイン保護については、大韓民国、アメリカ合衆国において意匠制度の改革が進んでおり、中華人民共和国でも審査指南改訂による運用変更を検討しています。日本においても国際的な制度の枠組みとして遅れをとるべきではなく、時間をかけずに対応できることについてはなるべく早く制度の充実を図るべきであり、意匠法の大きな改正や意匠調査環境の整備など検討に時間を要することについては段階を追って速やかに対応するという方針で進めていただくべきと考えます。

### 2. 各案について（報告書案 23 頁乃至 29 頁）

各案については統一的な見解を取りまとめるに至っておりません。

よって、検討過程ででた意見 1 及び意見 2 を下記に示します。

#### (1) 意見 1（大手自動車メーカー）

##### イ) A 案について

画像保護拡充としては、本来、物品性を問わず創作された画像の保護を行うべきと考えるが、この場合、画像自体から意匠分類仕分けを行うこととなり分類の精度が低下し、先行意匠調査などのサーチ効率低下が予想され実務上の問題が大きくなることが懸念されます。

クラウドサービスなどにより、同一の機能であってもその機能を実行する機器（物品）が増加しているため、機能ごとに権利化する案（A 案）が善いと考えます。

但し、今までにない機能ごとの権利となることから機能の類似範囲、機能分類などの様々な課題が考えられますので、意匠制度小委員会にて引き続き導入に向け慎重に検討されることを要望します。

#### ロ) B-2 案について

当面の問題として、バージョンアップの保護を可能とする「B-2 案」の導入に賛成します。

### (2) 意見 2（大手電機メーカー）

#### イ) 機能ごとに権利化する案（A 案）について

保護対象を「画像が表示される個々の物品に依拠しない画像」とした、物品との一体性を放棄した新たな案であり、同一又は類似の物品を対象とした同一又は類似の画像であっても「機能」さえ異なれば確実に非類似となります。

これは今まで競争関係になかった物品（企業）間で権利の効力が及ぶ状況を生み出してしまう一方、本来競争関係にある物品（企業）間においては、権利の効力範囲が逆に薄まってしまう懸念が想定されます。本来、意匠法は競争関係にある物品間に秩序を持たせる為の法律で、ユーザーもその目的から意匠出願・権利化を行っていたにもかかわらず、これまで保たれていた秩序が崩壊すれば、却ってユーザーの利便性・ニーズが損なわれる結果となるのではないかと考えます。

また、現行法である「物品と一体的に創作された画像」の権利と並存することで、クリアランス負担を双方について行わなければならなくなり、制度が複雑化する懸念がある。現行の物品の粒度程度で新たにプログラムの機能の区分を定めるというのであれば、結局のところ現行の物品で区分すると大差がありません。敢えてプログラムの機能区分という新しい概念を導入し、制度を複雑化させなくとも現行法の延長で対応できるのではないかと考えます。

#### ロ) 物品ごとに権利化する案（B 案）について

##### ●間接侵害・利用関係について

追加的にインストールされるプログラムによって表示される操作画像や、パソコンに表示される操作画像といった、物品と離れて創作された画像が法改正をせず審査基準の「解釈変更」のみで保護対象に追加されようとしています。従来からの論点である「間接侵害・利用関係の成立性等」に関して何ら解消さ

れていないのではないかと考えます。電気通信回線を通じて提供される画像を専用品と扱い、それを業としてアップロード・ダウンロードする行為が現行法でも間接侵害に当たるのか否かについてはこれまでも明らかにされておらず、ユーザーはアップロード・ダウンロード行為の侵害性について考慮しなければならない機会が急激に増大する懸念があります。

また、いわゆる利用関係についても、リモートコントローラーの画面とセット（例:エアコン等）の画面との間等で既に存在する論点であり、この点も何等解決されておられません。保護対象の拡充は、これらの論点の影響の増大に繋がる為、今後の検討方針として掲げられている「実施・侵害行為、過失推定の解釈の明確化」のみならず「間接侵害・利用関係の成立性」についても特許庁の考えを整理し、業界に普及すべきではないかと考えます。

また、そもそもの「操作画像」の内容についてもこの機会に整理するべきと考えます。

例えば、現在登録が認められている「リモートコントローラー」を意匠に係る物品とする画像は、本当に「物品の操作の用に供される画像」なのか？この画像が操作に用いられるのは「リモートコントローラー」ではなく、本来は「エアコン等のセット商品」であり、意匠法第 2 条第 2 項の要件が満たされているのかが疑問です。

#### ●立法的手当てについて (B-1 案)

プログラムを生産・譲渡等する行為を権利行使可能とすることで、画像自体が保護対象となることと実質的に同一の結果となる懸念が考えられます。

画像に限らず、複数物品に展開可能性のある物品の部分は、形状・模様共に画像以外にも存在するのであって、画像についてのみ特有の侵害要件を設置すれば、他の物品とのバランスを失するのではないかと考えます。

#### ハ) まとめ

以上、上記懸念点を述べましたように、保護対象が拡充することによって、登録要件のみならず、登録になった権利の権利範囲や、何をすれば権利侵害となるか等、論点の帰結次第ではユーザーに想定外のリスクを生じさせる可能性が想定されることから、上記懸念点については慎重な検討をお願いすると共に、従来から存在する論点（間接侵害・利用関係の成立性・操作画像の定義等）についても併せて検討をお願いします。

先に保護対象を決めるのではなく、各論点の審議が十分に尽くされてはじめて、どのようなものを保護対象とするかが導き出されるべきです。

以上

## 意見 15

### I ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応

#### 1. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定の概要と加入の是非について（報告書 p.3）

ハーグ協定ジュネーブ改正協定、ロカルノ協定共に、加入することについては何ら異存はない。ユーザーが手続面で混乱することのないよう、運用面の整備及び説明会等での周知徹底を要望する。

#### （3）問題の所在について（同 p.3）

報告書に「（前略）複数の国への意匠登録出願を可能にすることにより意匠権を迅速に取得し、かつ一元管理することが可能（後略）」と記載されている。しかしながら、EU の場合では O H I M に直接出願した方が早く登録されると考えられ、また日本の場合もハーグ経由よりは日本特許庁直接出願の方が審査は早くなる可能性が高いと思われる。このような現状のため、直接出願よりハーグを利用すれば、他に審査、登録が迅速になる国が多いのかどうかを含め、ハーグ協定ジュネーブ改正協定の国際出願と各国へ直接出願した場合のメリット、デメリットなどの差異がユーザーに簡単にわかるように情報をまとめてHPなどに早めに開示していただきたい。

#### 2. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点とその対応

##### （1）複数意匠一括出願制度について（同 p.4）

出願人にとって、手続負担、料金負担の軽減に資する複数意匠一括出願制度の導入に賛同する。一方で、出願に係る意匠の一部のみに拒絶理由が存在する場合に審査が遅延し出願全体の処分確定が遅れることがないよう、手続上の適切な処理を検討いただきたい。

##### （2）公表の延期について（同 p.5）

製品の発売前にその意匠が明らかとなることが事業上好ましくないと判断される場合等において名義人自らが意匠を公表する時期を調整できるメリットが大きいため、我が国を指定締約国とする国際出願の出願人が請求可能な国際公表の最長期間をハーグ協定ジュネーブ改正協定で認められる最長期間である 30 月とされることに異存はない。

また、国際登録の公表後に我が国で設定登録されるまでの期間において第三者がその意匠を実施した模倣品等を流通させるリスクを軽減するため、当該期

間に意匠を実施した第三者に対する金銭的な請求等を可能とする対応について、検討をいただきたい。

### (3) 新規性の喪失の例外の適用について (同 p.6)

我が国を指定締約国とする国際出願について、新規性の喪失の例外適用を認めることとし、国際公表から一定期間内に、特許庁に対して関係手続を行うことを可能とすることには異存はない。

ただし、新規性の喪失の例外適用の申請が可能な期間の延長や手続及び提出書類の簡素化等に関して、同様の制度を有する諸外国との比較等を踏まえて、出願人のメリットが享受できるよう検討いただきたい。

### (4) 関連意匠について (同 p.7)

我が国を指定締約国とする複数の国際出願の間における関連意匠の出願及び国内出願と我が国を指定締約国とする国際出願との間における関連意匠の出願を認めることに異存はない。

関連意匠制度は、独創的な創作に基づき群として構成されるバリエーションやマイナーチェンジの意匠の各々について独自に保護及び権利行使が可能な制度であるので、現在、関連意匠制度を採用していない諸外国に関連意匠制度の採用を働きかけることにつき、積極的なご対応をお願いしたい。

### (5) 部分意匠について (同 p.8)

我が国を指定締約国とする国際出願についても、部分意匠の出願を認めることに異存はない。

部分意匠制度は、独創的な特徴がある部分を取り入れつつ意匠全体として非類似な意匠として巧妙に模倣することを防止する制度であるので、現在、部分意匠制度を採用していない諸外国に部分意匠制度の採用を働きかけることにつき、積極的なご対応をお願いしたい。

### (6) 図面の提出要件緩和について (同 p.9)

我が国意匠法とハーグ協定ジュネーブ改正協定の間には図面等の提出要件に違いがあり、国際出願の中に具体的な意匠が特定できず権利内容が不明確なものも多数含まれている実態に鑑みると、こうした権利内容が不明確なものは我が国を指定締約国とする国際出願についても、我が国においては意匠登録をすべきではないと思料する。

よって、図面等の提出要件については、権利内容を明確化することを第一義とし、現状我が国意匠制度が採用している物品全体の形態の開示を担保する図面の提出要件を維持していただくことを要望する。

ただし、図面の表現方法等の権利内容の明確化に影響のない範囲においては、国際調和及び出願人のメリットの観点から必要な見直しをご検討いただきたい。

また、図面等にあらわされた「意匠の認定基準について意匠審査基準ワーキンググループにおいて必要な見直しを検討することが適当である。」と記載されている意匠の認定基準の見直しは、国内直接出願の場合についても共通に見直しを図っていただきたい。

#### (8) 秘密意匠について (同 p.10)

我が国を指定締約国とする国際出願については、秘密意匠の適用を認めないことに異存はない。

#### (9) 公報の発行及び原簿の管理について (同 p.11)

公報の発行及び原簿の管理についての対応に異存はない。  
ただし、我が国の制度ユーザーの利便性を考え、日本語による検索の実現について引き続き検討いただきたい。

#### (10) 国際出願の手数料納付形式について (同 p.13)

我が国を指定締約国とする国際出願が我が国の実体審査において拒絶された場合には、登録料相当分を出願人に返還することについて歓迎すべきと捉えているが、実際の返還手続が出願人の管理工数の増加とならないように検討いただきたい。

#### (11) 国際出願における自己指定の容認について (同 p.13)

ユーザーのメリットが期待できることから、国際出願における自己指定を容認されることを要望する。

ただし、国内の意匠登録出願と国際出願の相違点、注意点や留意事項をわかりやすく記載したガイドラインの作成、特許庁ホームページへの掲載、各地での説明会開催等を通じて、国際出願に係る手続を周知徹底いただきたい。

#### (12) 特許庁を通じた国際出願の受付について (同 p.14)

特許庁を通じた国際出願を受け付けることが適当であると思料する。  
ただし、行政サービスとして、ユーザーに対してどのような支援を提供できるかの点については、引き続き検討いただきたい。

### (13) 国際意匠分類と日本意匠分類について (同 p.15)

ロカルノ協定で定められている国際意匠分類は、精緻な日本意匠分類と比較すると、分類肢の数が少なく分類構成が粗いものとなっているため、国際意匠分類を利用した先行意匠調査は効率が悪く、調査負担が大きい実態となっている。

このため、我が国を指定締約国とする国際出願が我が国の実体審査の中で意匠区分を付与する時に、国際意匠分類と日本意匠分類を併用することを要望する。

また、将来的には我が国を指定締約国とする国際出願が我が国以外の各国で実体審査を受ける際に、上記同様に国際意匠分類と日本意匠分類 (参考で可) を併用するよう、働きかけをお願いしたい。

加えて、引き続き精緻で実用的な日本意匠分類の整備、充実を図ること及びユーザーの調査負担を軽減するため、日本意匠分類を整備した経験と資産を生かし、我が国が国際意匠分類の細分化の議論に積極的に参加することを要望する。

### (14) 小括 (同 p.16)

「検討の結果、主な課題についての対応の方向性を整理することができた。この方向性に沿った形で、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入を目指した対応を進めることとし、運用等の詳細については、引き続き意匠審査基準ワーキンググループにおいて、検討を行うこととする。」と記載されているが、ユーザーの利用準備の為に、ハーグ協定への加入目標時期を大まかにでも具体的に示していただきたい。また、運用等の詳細についても、可能な範囲で具体的なスケジュールを明らかにしていただきたい。

## その他

### 意匠審査の応時性

現在の我が国の意匠審査に鑑みると、一次審査結果通知までの期間は出願後 6～7 月と短く、かつ新規性、創作非容易性、先願類否等のいずれの審査結果も妥当性が高いと認識しており、これ以上の審査期間の短縮などの要望はないが、出願人の申請に応じて審査開始の時期を繰り上げまたは繰り延べできる柔軟な意匠審査の応時性対応については、ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に合わせて検討いただきたい。

## II. 画像デザインの保護拡充について (同 p.18～)

電子機器の操作の用に供する画像デザインは、製品の付加価値として重要な地位を占めつつあり当該画像デザインの保護拡充は喫緊の課題と認識している。また、我が国企業が創作した当該画像デザインが主要国並みの水準で保護されることは、グローバルな市場展開を図る企業にとっての市場競争力を向上させるのみならず、世界に対する産業競争力を強化するメリットを我が国全体に波及させる効果が期待される。

上記に鑑み、主要国並みの水準まで画像デザインの保護水準を高めることにより、我が国企業が創作したデザインがグローバルに保護される環境の整備に向けた対応を可及的速やかに進められることに賛成する。

### 3. 対応の方向性について

#### (1) 諸課題を踏まえた制度案 (同 p.22～)

##### (A案) 機能ごとに権利化する案について (同 p.23～)

保護対象を「画像が表示される個々の物品に依拠しない画像」とした、物品との一体性を放棄した新たな案であり、同一又は類似の物品を対象とした同一又は類似の画像であっても「機能」さえ異なれば確実に非類似となる。これは今まで競争関係になかった物品（企業）間で権利の効力が及ぶ状況を生み出してしまいう一方、本来競争関係にある物品（企業）間においては、権利の効力範囲が逆に薄まってしまいう懸念が想定される。本来、意匠法は競争関係にある物品間に秩序を持たせる為の法律で、ユーザーもその目的から意匠出願・権利化を行っていたにもかかわらず、これまで保たれていた秩序が崩壊すれば、却ってユーザーの利便性・ニーズが損なわれる結果となるのではないか。

また、現行法である「物品と一体的に創作された画像」の権利と並存することで、クリアランス負担を双方について行わなければならない、制度が複雑化する懸念がある。現行の物品の粒度程度で新たにプログラムの機能の区分を定めるといふのであれば、結局のところ現行の物品で区分するのと大差がない。敢えてプログラムの機能区分という新しい概念を導入し、制度を複雑化させなくとも現行法の延長で対応できるのではないか。

##### (B案) 物品ごとに権利化する案について (同 p.24～)

#### 間接侵害・利用関係について

追加的にインストールされるプログラムによって表示される操作画像や、パソコンに表示される操作画像といった、物品と離れて創作された画像が法改正をせず審査基準の「解釈変更」のみで保護対象に追加されようとしているが、従来からの論点である「間接侵害・利用関係の成立性等」に関して何ら解消さ

れていないのではないか。電気通信回線を通じて提供される画像を専用品と扱い、それを業としてアップロード・ダウンロードする行為が現行法でも間接侵害に当たるのか否かについてはこれまでも明らかにはされておらず、ユーザーはアップロード・ダウンロード行為の侵害性について考慮しなければならない機会が急激に増大する懸念がある。

また、いわゆる利用関係についても、リモートコントローラーの画面とセット（例:エアコン等）の画面との間等で既に存在する論点であり、この点も何等解決されていない。保護対象の拡充は、これらの論点の影響の増大に繋がる為、今後の検討方針として掲げられている「実施・侵害行為、過失推定の解釈の明確化」のみならず「間接侵害・利用関係の成立性」についても特許庁の考えを整理し、業界に普及すべきではないか。

また、そもそもの「操作画像」の内容についてもこの機会に整理するべきと考える。例えば、現在登録が認められている「リモートコントローラー」を意匠に係る物品とする画像は、本当に「物品の操作の用に供される画像」なのか？この画像が操作に用いられるのは「リモートコントローラー」ではなく、本来は「エアコン等のセット商品」であり、意匠法第 2 条第 2 項の要件が満たされているのかが疑問である。

#### （B-1 案）立法的手当てについて（同 p.27～）

プログラムを生産・譲渡等する行為を権利行使可能とすることで、画像自体が保護対象となることと実質的に同一の結果となる懸念が考えられる。

画像に限らず、複数物品に展開可能性のある物品の部分は、形状・模様共に画像以外にも存在するのであって、画像についてのみ特有の侵害要件を設置すれば、既存の、他の物品の形状・模様部分の取り扱いとのバランスを失するのではないか。

#### （3）意匠制度を支える運用面のインフラ整備について（同 p.29～）

##### ア 登録意匠クリアランスツールの整備（同 p.30）

画像データをインプットすることにより既に登録されている画像意匠との同一・類似の判断を行えるような、イメージマッチング技術を利用した検索システムの導入は是非お願いしたい。特に、意匠公報だけでなく審査用に収集している公知資料も含めた検索の検討もお願いしたい。

#### （4）今後の検討の在り方について（同 p.31～）

情報技術の急速な進展に伴い、例えばパソコンとスマートフォンが機能的に近い物品となっていることに鑑みて現行意匠制度下でこれらの物品を区別して

いることの意義が薄れていること、また欧米のみならず韓国や中国などアジア諸国でも画像デザイン保護拡充に向けた制度改正が進んでいることに鑑みて、短期的な方策として審査基準の改訂により保護拡充を図り、中長期的な方策として意匠調査環境の整備や抜本的な意匠法改正に向けた検討を進め、段階を追って改善できるところから速やか対応を進めていくべきであり、この旨を報告書に明記すべきと考える。

一方で、映画、写真、その他の映像素材、ゲーム等のコンテンツ等を含めて、現行意匠法に明示された「物品の操作の用に供する画像（意匠法第 2 条）」に該当しない画像デザインを意匠法の保護対象とすべきかについては、引き続き慎重な検討が必要と思料する。

保護対象が拡充することによって、登録要件のみならず、登録になった権利の権利範囲や、何をすれば権利侵害となるか等、論点の帰結次第ではユーザーに想定外のリスクを生じさせる可能性が想定されることから、画像自体を保護対象とすることについては慎重な検討をお願いすると共に、従来から存在する論点（間接侵害・利用関係の成立性・操作画像の定義等）についても併せて検討をお願いしたい。

先に保護対象を決めるのではなく、各論点の審議が十分に尽くされてはじめて、どのようなものを保護対象とするかが導き出されるべきである。

なお、報告書には「そして、以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、前記Ⅱ 2（2）で示した課題を中心に、制度の在り方を引き続き当小委員会において検討する。」と記載されているが、ユーザーへの事前情報として、ここでの中長期とはどの程度の期間スパン(例えば、2～3年、又は3～5年等)かを明らかにしていただきたい。

## その他

主要国並みの水準まで画像デザインの保護水準を高めるために、以下の施策を提案するのでご検討いただきたい。

(ア) 国際調和および先願出願人の権利の保全の観点から、上記画像デザインの意匠出願に限っては、願書記載の物品の説明に、一の国際意匠分類の範囲において、保護を希望する対象物品を複数記載することにより、審査過程において意匠区分を付与される時には、特例的に一の国際意匠分類及び/又は複数の日本意匠分類の付与を認める。

(イ) 権利内容を明確化するため、実際審査においては、創作性に関する判断基準を引き上げ、創作性の低い画像デザインの意匠出願は、我が国においては意匠登録を認めない。

## 意見 16

### 1. 総論

#### (1) 意見の要旨

意匠権による画像デザインの保護拡充については、より慎重な議論をお願いしたいと考えます。

当社の意見としては、保護拡充を見送る方向性で議論をお願いしたいと考えます。

仮に、保護拡充を行うにしても、ゲーム分野と同様に音楽配信および電子書籍配信等の分野も適用除外とすることを強く求めます。

#### (2) 意見の理由

##### ① 意匠法の目的に合致しない

現在の方向性に基づく保護拡充は、意匠法が目的とする「意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること（意匠法第 1 条）」に合致しないと考えられます。

クリアランス負担が過度に生じることや資金が豊富な一部の事業者によって画像デザインの意匠権を独占されるようなことになれば、我が国のイノベーションを促進させるどころか、産業界におけるデザインの創作活動を委縮させることにもなりかねません。

##### ② 画像デザインの開発現場の実態に馴染まない

スマートフォン向けアプリケーション、ウェブサービス等のライフサイクル、当該アプリケーション等のデザイン変更のスピード感を鑑みると、意匠制度による画像デザインの保護は馴染まないと考えます。これは、現行意匠制度における物品デザインおよび画像デザインとは事情が全く異なるためであります。

例えば、スマートフォン向けアプリケーションは短くて数ヶ月で提供終了されているものもあり、その画像デザインについては、短くて 2 週間、長くても 1 ヶ月程度の頻度でデザイン変更を実施していることが多いのが現状であります。これは、主に、情報端末自体の技術進歩が急速であることやユーザーニーズの移り変わりが激しいことに起因しております。物品デザインのように、同じデザインが数年間維持され、一つの意匠権を数年に渡って活用できるようなケースはほぼ皆無であります。

このような状況の下、画像デザインの保護拡充を図ったとしても、権利の実効性は著しく乏しい上に、クリアランスの負担が増大するばかりで、産業界において何らメリットはないと考えます。

③機能、物品を類型化し適切な権利の効力範囲の設定を行うことが極めて困難である

機能ごと、または物品ごとに権利化する案が検討されているようですが、情報端末の技術進歩が急速で、ユーザーニーズが激しく移り変わり、サービス内容の多様化が進む市場の状況において、適切な機能・物品の類型化は極めて困難であります。

④大手事業者（海外の事業者を含む）による画像デザインの独占が懸念される  
一部の大手事業者が、豊富な資金力を背景に、多額の資本を投下し、画像デザインの意匠権を独占してしまう懸念があります。

特に適切な権利の効力範囲の設定がなされない場合においては、当該大手事業者以外の者によるデザインの創作活動を委縮させることにもつながり、その結果、公正な競争が阻害されるおそれさえあります。

## 2.各論

### 【意見 1】

報告書案の「Ⅱ. 画像デザインの保護拡充について 2. 問題の所在 (1) 画像デザインを巡る状況」について

当社の意見としては、保護拡充を見送る方向性で議論をお願いしたいと考えます。

仮に、保護拡充を行うにしても、ゲーム分野と同様に音楽配信および電子書籍配信等の分野も適用除外とすることを強く求めます。

一部の大手事業者が、豊富な資金力を背景に、多額の資本を投下し、画像デザインの意匠権を独占してしまう懸念があります。

特に適切な権利の効力範囲の設定がなされない場合においては、イノベーションを促進させるどころか、当該大手事業者以外の者（特に資金力が充分ではない中小・零細企業）にクリアランス負担が新たに発生することおよび権利化のためのコスト・ノウハウ・人員が充分でないことに起因して、大手事業者とそれ以外の者との画像デザインの保護の格差が発生することにもつながり、その結果、公正な競争が阻害されるおそれさえあります。

### 【意見 2】

報告書案の「Ⅱ. 画像デザインの保護拡充について 2. 問題の所在 (2) 保護拡充の検討にあたり特に留意すべき課題」について

②において、権利の実効性確保のために画像を表示するプログラムを配布する行為等に対しても、適切に権利行使が可能な制度にすべきとされていますが、

これまでクリアランス負担のなかったプログラムを制作・販売する事業者（これには我が国のイノベーション促進に大いに寄与するであろうベンチャー企業（資金力が充分ではない中小・零細企業を含む）が多く含まれている）に新たな負担を強いることおよび権利化のためのコスト・ノウハウ・人員が充分でないことに起因して、大手事業者とそれ以外の者との画像デザインの保護の格差が発生するというデメリットが生じることが考えられます。

③において、クリアランス負担の増大が留意点として挙げられておりますが、この点は画像デザインの保護拡充による最大の問題点であると認識しております。特に我が国の画像デザインのイノベーションに貢献するであろうプログラムを制作・販売する事業者に過度の負担を強いることは我が国の産業発展を阻害することにもなりかねません。権利取得によるメリットとそれにより生じる負担のバランスが確保された制度設計が実現できなければ、画像デザインの保護拡充は見送ることが妥当であると考えます。なお、3.(3)①においてクリアランス負担の軽減策が提示されていますが、現行意匠および図形商標の検索の実情を考慮すれば、劇的な負担軽減が実現できるとは考えられないため、その実効性については疑問が残ります。したがって、少なくともクリアランス負担を軽減できる有効な施策が導入されない限りにおいては、画像デザインの保護拡充は見送る方向性が適切であると考えます。特に、資金力が充分でない中小・零細企業に対しては、適正かつ公正な競争の機会を提供できるような施策が求められます。

### 【意見 3】

報告書案の「Ⅱ. 画像デザインの保護拡充について 2. 問題の所在 (3) 制度設計におけるその他の考慮事項」について

②において、画像デザインは応用美術に属することが多いから、意匠法によって保護すべき必要性が高いとされていますが、著作権法で保護される著作物としての画像デザインはいうまでもなく、著作権法で保護される著作物に関わる画像デザインの意匠法による保護拡充については見送ることが妥当と考えます。

音楽配信・電子書籍配信等の分野において、音楽プレイヤーアプリや電子書籍ビューアアプリ等の画像デザインについて、多数の楽曲（アーティスト写真を含む）・書籍等のコンテンツの権利者（著作権者、著作隣接権者、パブリシティー権者）からのデザインおよび機能に関する要望が寄せられることは珍しくなく、配信事業者は、権利の許諾を受けている以上、それらの要望に適時応える必要性が生じている実態があります。

なお、国内の音楽業界および出版業界等において画像デザインの保護拡充を要望する声が高まっているとは考えられず、むしろ、意匠法による過度な保護が行われることにより、コンテンツに係る権利の利用を阻害することにもなりかねないといえます。

#### 【意見 4】

報告書案の「Ⅱ. 画像デザインの保護拡充について 3. 対応の方向性」について

当社の意見としては、保護拡充を見送る方向性で議論をお願いしたいと考えます。仮に、保護拡充を行うにしても、ゲーム分野と同様に音楽配信および電子書籍配信等の分野も適用除外とすることを強く求めます。

A 案については、プログラムの機能ごとに権利化する案のようですが、平成 25 年 11 月 22 日付産業構造審議会知的財産分科会第 1 回意匠制度小委員会において配布された参考資料 1「画像デザインの機能区分」を確認すると、その機能区分案は、機能区分といいながら、実際にはサービス区分といえる部分もある妥当性に欠けるものであり、機能区分の類型化は事実上不可能であることを見て取ることができます。この資料の。また、機能を細分化としても、市場において多数の機能を含むアプリケーションやサービスが多数提供されている実情を鑑みれば、これらを提供する事業者にとってのクリアランス負担増大の問題は解決しませんし、登録制度にもよりますが、仮に機能ごとに意匠登録の課金が行われる場合、権利化する場合の事業者のコスト負担が大きくなるため、実際には大手事業者しか権利を活用できないという問題が発生する可能性が高いといえます。一方で、機能を抽象化すれば、多数の機能を含むアプリケーションやサービスを提供する事業者にとってクリアランス負担が増大しますし、機能を抽象化することによって一つの機能区分に含まれる機能が多くなり、その結果、適切な区分での適切な権利保護が図れないデメリットがあると考えます。

また、ゲーム分野について適用除外とする場合、ゲーム以外の機能（例えば、音楽再生機能）を含むゲームの操作画像も適用除外となるかは明確ではなく、仮に、そういうものが適用除外となる場合には、著しく合理性に欠ける制度設計といわざるを得ません。

したがって、機能の類型化の粒度を適切に設定することが困難であることを考慮すれば、機能ごとに権利化する A 案は妥当性に欠けることは言うまでもありません。また、ユーザーニーズの多様化および情報端末の技術進歩が急速であることを考慮すれば、機能ごとに権利化するの是非常に困難であるといえます。

B-1 案については、物品ごとに権利化した上で権利の実効性を確保するためにプログラムを生産・譲渡等する行為を侵害の予備的・幫助的行為として侵害行為とみなす（いわゆる間接侵害）案のようですが、この案を採用した場合、これまでクリアランス負担のなかったプログラムを制作・販売する事業者（これには我が国のイノベーション促進に大いに寄与するであろうベンチャー企業（資金力が充分ではない中小・零細企業を含む）が多く含まれている）に新たな負担を強いることおよび権利化のためのコスト・ノウハウ・人員が充分でないことに起因して、大手事業者とそれ以外の者との画像デザインの保護の格差が発生するというデメリットが生じることになることからやはり妥当ではないと考えます。

また、プログラムの機能を見出し、物品ごとに権利化する場合、たとえ機能が異なるプログラムであっても、物品全体に対して権利が成立する（例えば、物品「スマートフォン」の画像デザインに係る意匠権一つであらゆる機能を有するプログラムが権利の効力範囲に入ることになる）ことになり、これは、商標制度における指定商品「コンピュータプログラム」（類似群コード：11C01）について権利化された一つの商標権によって、いかなる機能を有するコンピュータプログラムに係る後発商標も、クリアランス負担が増大する問題と同様であり、やはり B-1 案は妥当でないと考えます。

B-2 案については、一見すると、プログラムの生産・譲渡等のみ行う事業者によるクリアランス負担は無いようにも考えられますが、実際は、情報端末の製造・販売等行っておらずプログラムの生産・譲渡等のみ行う事業者であっても、当該プログラムについて情報端末の製造・販売等を行うメーカーとの間の契約において、法上メーカーが負担する権利侵害に係る責任をプログラムの生産・譲渡等のみ行う事業者に移転される可能性が高いため、B-1 案と同様のクリアランス負担が生じ、やはり妥当な案とはいえません。

なお、プログラムの機能を見出し、物品ごとに権利化する場合の問題については、B-1 案について述べた通りです。

C 案については、事前の審査を前提としない案のようですが、たとえ、実用新案法に倣い、過失の推定規定を設けず、権利行使に評価書の提示を要件とする制度設計を行った場合であっても、実体審査を経していない権利の有効性が確定されない登録意匠が多数公表されることになれば、コンプライアンス遵守の観点から事業者における他者の権利に対する監視負担が避けられないことを鑑みると、むしろ負担は増大するといえます。

したがって、やはり C 案も妥当とはいえません。

以上

## 意見 17

### 一、画像デザインの保護拡充について

#### 1. 意見

インターネット上およびゲーム中の画像、並びにその他の物品に依拠しない画像を意匠法の保護対象とすることに反対します。

#### 2. 理由

以下の各号のとおり、ソーシャルネットワーキングサービスをはじめとするインターネット産業及びゲーム産業における国際競争力の低下および成長を阻害しかねないためです。

- (1) インターネット産業やゲーム産業は、未だ成長過程にあり、ユーザービリティの観点からインターフェイスが類似することが必然的であることから、現時点で排他的な意匠権を認めることは産業の成長を阻害する
- (2) 条約の要請によるものでもない突然のルール変更により、国内企業は性急な対応を迫られる
- (3) 他人の意匠権を侵害しないためのクリアランスの負担が増加するため、企業活力を低下させる
- (4) 意匠権に関する類否判断の事例は十分蓄積されておらず、法的効果の予測可能性が低いのに対し、プログラムの画像デザインは、表現面や機能面から保護する法律（表現面では著作権法、機能面では特許法）などにおいて十分に類否判断の事例が蓄積されている。これ以上の権利の強化は、過度な保護となり、インターネット産業やゲーム産業へ新規参入を望む事業者に萎縮効果をもたらす

### 二、報告書（案）の A 案（P23）、B-1 案（P27）、B-2 案（P28）及び C 案（P29）について

#### 1. 意見

報告書（案）が示す 4 案のうち、B-2 案を除く 3 案について反対します。B-2 案については慎重な検討を求めます。

#### 2. 理由及び懸念点の詳細

A 案についての反対理由：

産業界では、日々、膨大な数の新しいプログラムが生み出されており、その機能も数え切れないほど存在している状況において、①これらを区分化することは現実的ではないこと、②仮に区分化ができたとしても自らが創作したプログラムの機能がどの区分に属するのか把握することが困難であり、クリアランスの確保が困難であるためです。

**B-1 案についての反対理由：**

意匠法第 38 条第 1 号のいわゆる「のみ品」の範囲を画像デザインの分野のみにおいて拡張した場合、意匠法の権利範囲は当分野において極めて歪な形となり、実際に法の適用対象となる事業者が適切に理解し、運用することが困難であるためです。

また、権利の範囲を物品によって区分するため、1 物品の範囲が広い場合、クリアランスにおいて膨大な労力を伴う可能性があるためです。

**C 案についての反対理由：**

実用新案制度と類似の制度と思われませんが、継続的なプログラムサービスを提供するなどの場合においては、事後的な対応が困難なケースがあり、その場合、事前のクリアランスが必要となるためです。

**B-2 案についての懸念点の詳細：**

報告書（案）において、『現行意匠法第 38 条第 1 号の「意匠に係る物品の製造にのみ用いる物」（いわゆる「のみ品」）に該当しない可能性が高い。つまり、そのようなプログラムを生産、譲渡等する行為が間接侵害に問われる蓋然性は低いと考えられる。』としていますが、必ずしもそうではないものと存じます。今後、審査基準において情報機器をどのような範囲で物品として区分化するのか、プログラムの機能や用途をどのような範囲で区分化するのかによって、当該蓋然性の高低が定まってくるものと存じます。

**3. その他要望**

安易に審査基準を改定して権利範囲を拡大するのではなく、産業界に対する影響をヒアリング等によって十分に確認し、慎重な検討を行うとともに、実際の検討にあたっては、ソーシャルゲーム業界についても特段の配慮をお願い申し上げます。

以上

### 意見 18

「ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定」の加入に関して、コメントします。この協定に関しては、30年くらい前から加入すべき検討されてきました。遅いくらいです。是非早く加入して、一つの手続きで複数の締約国への出願が可能になると良いと思います。

画像デザインに関してコメントします。現行では、物品と一体的に創作され、かつあらかじめ記録された操作画面しか保護対象になっていません。グラフィックの画像に対して、応用美術の領域に属することが多いとありますので、是非意匠法によって保護されるべきかと思います。また、画像のロゴに関してですが、これは意匠法に類するのか、商標か分かりにくいです。物品ならば商標で、画像デザインならば意匠法に類するのでしょうか。